

# 福島の進路

# 2

2022 FEBRUARY No.474

しんろ

私たちは、心がはずむ企業を目指しています。

株式会社朝日ラバー 代表取締役社長 渡邊 陽一郎

企業訪問

一般財団法人 桑折町振興公社

～桃など地域資源を活かした6次化商品やピザレストラン運営で地域の振興発展に貢献する公社～

調査

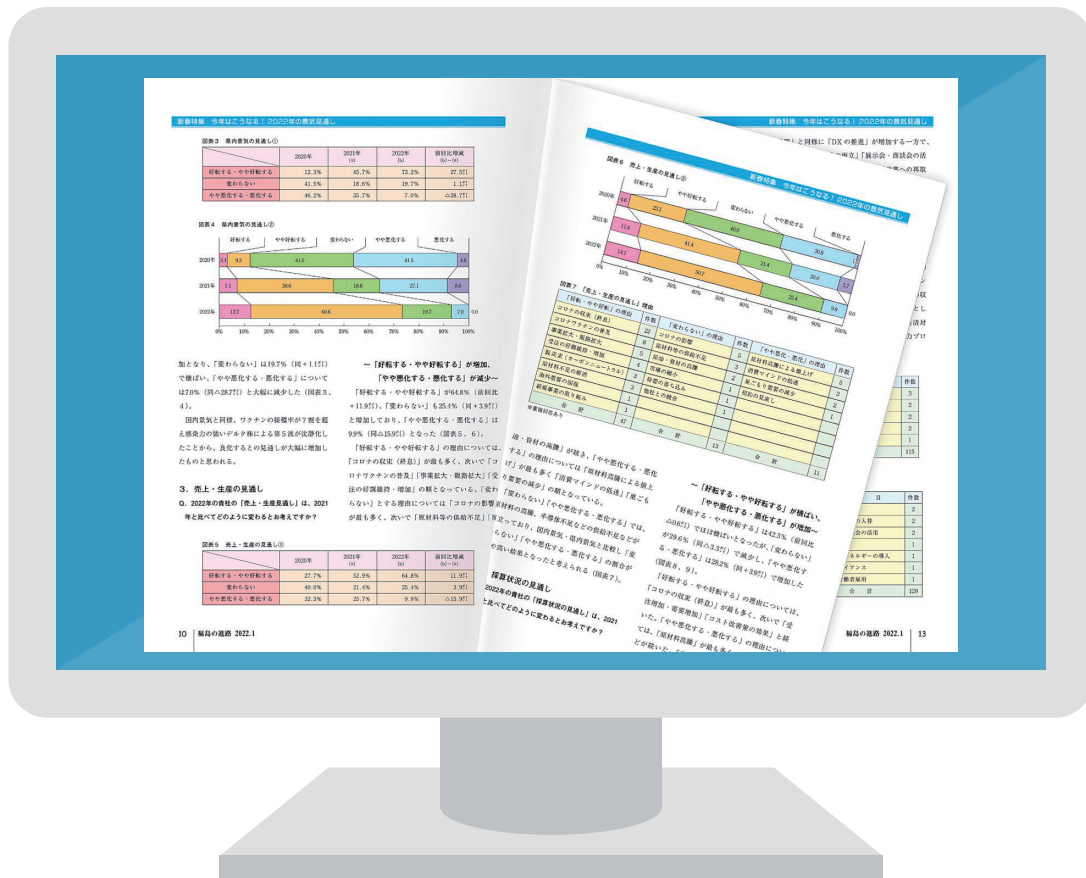
原油価格高騰等によるエネルギー価格の上昇が県内経済に及ぼす影響について(試算)



# 電子ブック版のご案内

日頃より当機関誌「福島の前路」をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。

この度、「福島の前路」電子ブック版が完成いたしました。電子ブック版はページをめくる使用感が特徴であり、パソコン・スマートフォン・タブレットなどで、より快適にご利用いただけます（※ PDF 版のバックナンバーも引き続きご覧いただけます）。



「とうほう地域総合研究所」で検索、または下記の二次元コードからご覧いただけます。

【二次元コード】

【検索】

とうほう地域総合研究所





## CONTENTS

### しんろ

私たちは、心がはずむ企業を目指しています。 株式会社朝日ラバー 代表取締役社長 渡邊 陽一郎 2

### 企業訪問

一般財団法人 桑折町振興公社 4  
 ～桃など地域資源を活かした6次化商品やピザレストラン運営で地域の振興発展に貢献する公社～

### 調査

原油価格高騰等によるエネルギー価格の上昇が県内経済に及ぼす影響について (試算) 9

### 福島経済マンスリー

11月の県内経済は、一部に持ち直しの動きがみられるが、  
 新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に厳しい状況にある。 17

### 福島県の取り組み・施策シリーズ

登録はお済みですか? 「POLICE メールふくしま」 福島県警察本部 生活安全企画課 23

### 安積の歴史シリーズ

第23回 近世 戊辰戦争と安積郡 郡山市文化財保護審議会 委員 柳田 和久 26

### 私の研究

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が日本におけるがん疼痛治療に及ぼす影響について  
 奥羽大学 薬学部 医療薬学分野 教授 高橋 浩子 30

### 企業法務セミナー

個人情報保護法の改正 渡辺健寿法律事務所 弁護士 渡辺 健寿 34

### 税務・財務・会計相談 Q&A

買い手の立場から見る適格請求書対応 36  
 ～適格請求書の交付義務が免除される取引の仕入税額控除～  
 高橋宏和会計事務所 公認会計士・税理士 高橋 宏和

県内復興・経済日誌 (2021年12月) ..... 39

### お知らせ

各種調査および講演会等講師をお引き受けいたします!

40

## 今月の表紙



### A：中之作つるし雛飾りまつり (いわき市)

無病息災や子供の健やかな成長を願い、華やかで可愛いつるし雛たちが中之作の港町を鮮やかに彩る「中之作つるし雛飾りまつり」。今年は中之作港が一望できる築200年の古民家「清航館」をメイン会場に、1月29日(土)～2月6日(日)の開催を予定しています。

### B：白河だるま市 (白河市)

約300年の歴史を誇る白河だるま市は、時の白河藩主・松平定信が城下の繁栄を願いお抱え絵師にだるまを描かせ、花市で売り出したのが始まりと言われています。今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小し、2月11日(金)の開催を予定しています。

### C：イエローフォール (北塩原村)

磐梯山の爆裂火口には、冬になると噴火口壁からしみ出す水が少しずつ凍り高さ10メートルほどの黄色い氷の滝が形成され、「イエローフォール」と呼ばれています。



私たちは、心がはずむ企業を目指しています。

## 渡邊 陽一郎 (わたなべ よういちろう)

株式会社朝日ラバー 代表取締役社長  
埼玉県さいたま市



### 朝日が勢いよく昇るように

本社を埼玉県、生産地を福島県の県南地区に構えて、自動車・医療・ライフサイエンス・スポーツ・通信分野でご利用いただくゴム製品の製造販売を行っております。創業者が本宮市出身ということもあり、当社が出荷する国内製品の全ては福島県産となります。また、工場に勤務する従業員の約7割が県南地区から通勤していただくなど、地域の皆様には日頃から大変お世話になり、本当にありがとうございます。JR 新白河駅に掲げる電飾広告は社内公募によるデザインとキャッチフレーズであり、社名に込めた思いを胸に、私たちが未来につなげる心意を表現したものです。「ゴムの無限の可能性」を元手に「福島から世界」に向けて多くのワクワクを発信してまいります。



JR 新白河駅に掲げる電飾広告

### 個性が輝く各工場をご紹介します

私たちの業界は、普段の生活の中でよく見かけるタイヤやパッキンなどのように、お互いをつないで心地よい関係にすることが使命です。そのため、働いている仲間は個性が輝くカッコいい方々

です。あらゆるステークホルダーに向けて真摯な活動を展開している方々、ご教示いただいた課題の解決に向けて熱心に取り組んでいる方々、そして日々のお約束が叶えられるよう丁寧な活動をしている方々など、様々な場面で活躍しているみんなのチカラの結集で当社は成り立っております。そこで、それら個性が輝く各工場をご紹介します。

### —福島工場—

1986年に福島初の生産拠点として泉崎村に設立しました。埼玉県川口市にあった工場機能の全てを移管して以来、高機能ゴム製品を軸に設計・製造ソリューション技術を生かして幅広いニーズにお応えするマザー工場に成長しました。ここでは自動車向け操作用スイッチ製品や卓球ラケット用ラバーなどを手がけ、お客様が笑顔いっぱいになる「いい感じ」を追求した高品質な製品を取り扱います。これからも3Dソリューション技術を生かしてお客様の声に迅速な対応を展開してまいります。



福島工場

ます。

### 一第二福島工場一

2002年に医療・ライフサイエンス事業の生産拠点として設立しました。医療用のものづくりに適した衛生的な生産環境を整え、診断・治療分野で取り組む意義を原動力に成長を続ける工場です。ここでは点滴用輸液バックに装着するゴム栓やプレフィルドシリンジ用ガスケットなど、お医者様や患者様が「快適に・安心して」ご利用になれる医療品質を追求した製品を取り扱います。これからは医療機器メーカーを通じて多くの現場の声に耳を傾け、直向きに課題解決に取り組んでまいります。



第三福島工場

### 一白河工場一

2006年に白河市萱根の工業団地「工業の森・新白河」に光学製品の設計・開発・製造までをワンストップで行える生産拠点として設立しました。ゴムと電子部品が共存できる、世界に類を見ないクリーンルームを設置しております。ここでは世界中の自動車のバックライト照明として活躍するASA COLOR LEDや光学デバイスに使用するシリコンレンズなど、「灯り」の質を追求する照明デザイナー好みの製品を取り扱います。これからは多くのライフスタイルに合わせた「人に寄りそう光」を通じてQOL向上に貢献してまいります。



白河工場

### 一白河第二工場一

2017年に第二福島工場から独立し、医療・ライフサイエンス製品の設計開発を手がけるバリアフリーを実現した最新の工場です。ここでは疾病の診断・治療・予防に使用する回路製品や微細加工技術を生かしたマイクロ流体デバイス製品などを取り扱います。またID情報を非接触で読み書き

するRFIDタグ用ゴム製品は、私たちの生活を便利で快適なものにしてくれる源泉へと成長しました。多彩な技術を組み合わせて未来が求めるサービスを現実し、笑顔あふれる社会の実現に向けて邁進します。



白河第三工場

### 出前授業「夢育活動」を始めました

白河市が主催する「まるごと白河」イベントで子供たちと一緒にゴム粘土工作を楽しみながらワクワクを形にする活動は、おかげさまで大好評をいただいております。ここから発展して、今年は今社員からの公募により「ありがとうプロジェクト委員会」を立ち上げ、学校や幼稚園などで出前授業を行う「夢育活動」を始めました。コロナ禍での活動にもかかわらず、既に2回開催できたことは大変ありがたいことです。実際に子供たちから得られた感想は、“いつもの粘土じゃない”“熱で固まるのって不思議”など、初めて触れたゴムに興味津々でした。地域の未来を支える子供たちと遊びを通じて学び合い、いつの日か“ゴムの可能性をもっと追求したい”“地元こんな会社があったな”といった気づきにつながれば幸いです。みなさん！いつでも気軽にお声がけください。



ありがとうプロジェクト活動

### これからの進路

ありがたい未来に向かって進んでいるか、SDGsという課題に向き合い未来から今を見つめたバックキャストを展開しております。重要なことは立ち止まらないこと。足元を見てしまうと不安を感じてしまうかもしれませんが、地域社会の方と共にワクワク感を起点に行動すれば想像を超えた素敵な未来に立つことができると信じております。朝日らしくオープンマインドで取り組んでおりますので一緒に遊んでください。



## 一般財団法人 桑折町振興公社

～桃など地域資源を活かした6次化商品や  
ピザレストラン運営で地域の振興発展に貢献する公社～

### 企業概要

代表者：理事長 石幡 正則（いしはた まさのり）

所在地：伊達郡桑折町大字下郡字下郡前5-2

設立年：1995年

T E L：024-572-3216

職員：14名（パート・アルバイト含む）

F A X：024-572-3882

U R L：http://www.koori-shinkokosya.jp/

事業概要：交流拠点施設運営、地域特産品の開発・販売など



石幡 正則 理事長

県北地域は桃をはじめとする果物の産地ですが、特に桑折町は28年連続で皇室・宮家に桃を献上している「献上桃の郷」として知られています。4月中旬には、まるでピンク色のじゅうたんを敷き詰めたような桃の花が色鮮やかに彩り、これぞまさに「桃源郷」のような景観を醸し出します。そうした桑折町は特産物である“桃”のブランド力を活かし、町のイメージアップや交流人口の拡大につなげていることで注目を集めています。

このような桑折町において、桑折町振興公社は町特産の桃を活用した6次化商品の開発、「食」と「農」の交流拠点施設の運営などを通じて、地域産業の振興や桑折町の認知度向上、町産品のブランド力向上に取り組んでいます。

今回は桑折町の事務所を訪ね、石幡正則理事長に業務内容、特に「食」と「農」を通じた地域振興に関する取り組みを中心にお話を伺いました。

### ○貴公社の設立からの沿革について教えてください

～桑折町の振興発展に寄与することを目的に  
設立された～

当公社は、地域づくり、地場産業の振興に関する調査研究並びに開発を推進し、桑折町の振興発展に寄与することを目的に、1995年3月に設立されました。設立当初は、町民研修センター「うぶかの郷」の管理運営を行うほか、桑折町の農産物などの物産振興のため、販促・PR活動なども行ってきました。

桑折町は1994年から28年連続で皇室に桃を献上しており、2016年に「献上桃の郷」が商標登録されました。それを契機にさらなる町のイメージアップとブランド力向上を図るため、町と協力して様々な活動に取り組むようになりました。

現在は桃を活用した6次化商品「至福の桃」シリーズの開発・販売や「食」と「農」の交流拠



旧幼稚園舎を活用した「レガーレこおり」

点施設「Legare Koori」（以下：レガーレこおり）の整備と施設内のレストラン「Pizza Sta」（以下：ピザスタ）の運営などを行っています。

### ○6次化商品「至福の桃」シリーズとは どのような商品ですか

～桑折町特産の桃「あかつき」の果汁を使用した3種類の商品～

桑折町は当公社所在地の伊達崎地区をはじめ一般的に農業が盛んで、特に特産品桃「あかつき」は皇室・宮家に献上している上質な桃です。桃の季節である7～8月には町内の直売所に朝から多くの方々が並ばれるなど、大変好評をいただいています。しかし、桃は季節商品のため、出荷できる時期が限られており、「何とか年間を通して味わっていただく方法はないか」と考え、桃を活かした6次化商品の開発に取り組むようになりました。

第一弾が「至福の桃ソルベ」、第二弾が「至福の桃グミ」、第三弾が「至福の桃飲むこんにゃくゼリー」です。これはパッケージを「至福の桃」として統一化したシリーズ商品です。「ソルベ」は2018年3月に幕張メッセで開催されたアジア最大級の食品・飲料専門展示会「FOODEX JAPAN」において、「FOODEX 美食女子グランプリ」スイーツ部門の金賞を受賞しました。食に



大人気の「至福の桃」シリーズ

精通した「美食女子」や女性バイヤーといった審査員の厳しい目で選ばれたことを誇りに思います。

「グミ」は2018年1月にスイスで開催された世界経済フォーラム「ダボス会議」において、福島県が提供したお土産品の1つに選ばれています。こうした6次化商品の開発に対して高い評価を受けたことで、桑折町の認知度やブランド力の向上につながるとともに、地域産業の振興や風評被害に苦しむ生産者のものづくりに対する励みへと結びついたと感じています。

### ○6次化商品はどのようにしてできたのですか ～当公社と農業関係団体、町の開発企画を メーカーに商品化してもらう～

2016年に「献上桃の郷」の商標登録が認定されたことを契機に、さらなる町のイメージアップとブランド力向上を図ることを目的として、農業関係団体や町と協力して6次化商品の開発を開始しました。6次化を推進するために町役場から職員が当公社に出向し、民間と町が一体になって、商品開発・企画に取り組みました。

これら6次化商品は当初、販売地域に限られた商品でしたが、商談会やネット販売を通じて、徐々に取引先が増えました。グミについていえば、予想を上回る反響に伴い増産を重ね、2017年11月の発売開始から2021年10月末までの販売数は約56

万個となりました。県内のみならず県外でも販売され、桑折町の認知度向上に大きく寄与しています。また、3商品は桑折町のふるさと返礼品にも採用されており、好評を得ています。

### ○6次化商品の開発や販路開拓でこだわった点や苦勞したことなどはありましたか

#### ～桑折産の桃「あかつき」にこだわった町のブランド化～

当公社6次化商品のこだわりは、「献上桃の郷」としてのプライドから、消費者に安心して桑折町の最高品質の桃を味わっていただくこと、桑折産の桃「あかつき」のみを使用していることです。通常、6次化商品の農産物の産地は「福島県産」と県単位で表示されることが多く、どこの市町村の桃が使用されているのかわかりません。そこで、「至福の桃」シリーズの商品パッケージには、桑折産の桃「あかつき」と表示しました。産地名に町の名前が記載されるのは稀であり、町のブランド化、イメージアップに貢献するものとなりました。

苦勞した点はいかにして販路を開拓するかということです。6次化商品の開発は初めてのことであり、販路開拓のノウハウがありませんでした。全国のバイヤー等が集まる東京・千葉・宮城等で開催された商談会に出展することから始め、各地で6次化商品をPRしたのですが、専門家からの鋭い質問に対し即答できない場面に何度も直面し、販路開拓の難しさを思い知らされました。それでもくじけずに勉強を重ね、様々な質問に対応できるよう知識を高めていきました。そうした経験を積み重ね、都内大手スーパーやデパートのカタログギフト等、少しずつ取引先が増えてきました。しかし、まだまだ販路拡大といえる水準まで至っていないのが現状です。

### ○レガールこおりはどのような場なのですか

#### ～食と農の交流拠点施設として、地域交流を図る場所～

この施設は旧伊達崎幼稚園が閉園することに伴い、園舎を何かに活用できないかと検討を重ねた結果、農業振興の活動拠点として整備されたものです。住民から愛称を公募し、イタリア語で“つなぐ”“つながる”という意味の「レガール」と決めました。「食」と「農」の交流拠点として、生産者と消費者の交流を図ることなどを目的に2018年4月24日オープンしました。

この施設では、施設内でのレストラン「ピザスタ」の営業と、賑わい・交流づくりとして「伊達崎マルシェ」などイベント開催を行っています。

### ○どのようなイベントを開催していますか

#### ～農産物直売の「伊達崎マルシェ」などで生産者と消費者の交流を図っている～

伊達崎マルシェは6～11月の月1回日曜日に園庭で農産物直売のほか、手芸品や菓子など10店ほどに出店していただいています。地元生産者と消費者がお互いの生の声を交わすことができる場として定着しています。

レガールこおりでは、ピザづくり体験教室も人気イベントの1つです。現在は、コロナ禍で利用者が少ない状況にありますが、これまで幼稚園・学校・町内会等の行事として親子連れの方が参加



家族連れなどで賑わう「伊達崎マルシェ」



しています。旬の食材を使用した地産地消や親子向け料理体験等が、食育の醸成へとつながっています。特に夏休み期間中には、多くの家族連れ、子ども会等の申込があり、世界に1つだけのオリジナルのピザづくりを体験することができます。ピザづくり体験教室は単にピザをつくるだけではなく、親子の絆を深めるとともに、他の家族との共同体験による交流の楽しさを体感できます。また、地元産食材の美味しさや地元農家の安全安心な生産への取り組みを知ることで、子どもたちの郷土愛、食への関心を高める食育・情操教育につながるようになります。

### ○ピザスタの運営について教えてください ～奥田政行氏プロデュース効果により仙台や 郡山からもお客さまが来店～

レガールこおりを設ける際に食の拠点としてレストランを運営することになりましたが、ピザを選んだ理由は、若い人から年配の方まで幅広い年齢層が好きな食べ物であり、桑折町の旬の食材をトッピングすることで地産地消が推進できると考えたからです。ピザスタの名前は、新たな食の「Style」を発信するスタート地点、様々な交流が生まれる「Station」という意味にちなんで命名しました。

2020年5月からは、地産地消の第一人者で日本を代表するイタリアンの巨匠「アル・ケッチャー



ピザのテイクアウトも大好評

ノ」(山形県鶴岡市)の奥田政行オーナーシェフのプロデュースを受けています。奥田氏のプロデュース効果によって、仙台や郡山などからも多くの方々に来店いただくようになりました。特に女性の口コミ効果が大きく、来店される方の6～7割は女性客が占めており、町外から訪れるリピーターが多くみられます。

### ○これまで運営にあたってご苦労されたことはありますか

#### ～伊達崎マルシェは農家の方自身の出店が 難しいことがわかった～

伊達崎マルシェについては、当初は農家の方自身に販売をお願いしていたのですが、徐々に出店者が少なくなっていきました。農家の方に理由を聞いてみると、道の駅などでは毎日農産物を販売できるが、伊達崎マルシェは月1回開催だけなので効率が悪いこと、農作業をやりながら販売で1日張り付くことが難しいということがわかりました。目玉である「農」の出店をサポートするため、現在は農家に代わって当社が販売を担当しています。

苦労した点でいえば、何よりも現在のコロナ禍の影響です。コロナ禍になってからは夜の宴会がほぼなくなった時期が続きました。そこで売上減少をカバーするため、電話で注文を受け、店にピザを取りに来ていただくテイクアウトに取り組みました。現在はテイクアウトが3～4割を占めるようになり、売上減少を何とか小幅にとどめることができています。

### ○桑折町の地域資源との連携はどのように お考えですか

#### ～桑折西山城など観光資源の連携と町特産品の PRに取り組んでいきたい～

桑折町には歴史的な観光資源がたくさんあります。その1つが伊達政宗の曾祖父14代たねむね植宗が1532



地域の特産品の販促にも取り組んでいます



桑折町の魅力を教えていただきました

年頃に築いた桑折西山城の城跡で、国の史跡に指定されています。他にも、日本三大鉱山といわれた「半田銀山」、紅葉が綺麗な「陣屋の杜公園」、県天然記念物の「万正寺の大カヤ」、奥州・羽州街道分岐点「追分」、産ヶ沢川のホタルなど豊かな自然と歴史的なスポットがあります。レガールこおりでは、これらの地域資源と連携する形で観光客を迎え入れることができると考えています。

また、町の特産品には、桃以外にも桃を餌として育てた豚肉「ロイヤルピーチポーク」、桑折町が発祥地であるリンゴの「王林」などがあります。これら特産品の振興につながるよう、PR活動に取り組んでいきたいと思っています。

### ○貴社の今後についてお聞かせください

～新たな6次化商品の開発などによって  
地域振興に取り組みたいです～

コロナ禍によって、業務に様々な変化がありました。ピザスタにおけるピザのテイクアウトに加え、コラッセふくしま（福島市）で不定期に焼き立てピザの出張販売を行い、来場者から好評をいただきました。今後については、スーパーマーケットから冷凍ピザを販売したいとの申し出もいただいていますので、当店のピザをお気軽にお楽しみいただけるよう取り組んでいく予定です。

ピザづくり体験教室については、コロナの状況

をみたうえで、運営していきたいと考えています。ピザ体験教室を通じて、子どもたちの健全な成長に関わっていければと思います。

6次化商品については、「至福の桃」シリーズの第4弾、第5弾と次の商品を出すこと、桃以外の農産物でも商品化できないか、研究を続けていきたいと考えています。

そのようなことを通じて今後も地域振興に取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

### 【インタビューを終えて】

実際にピザを食べてみましたが、モチモチとした食感でピザ生地に食材の旨味がマッチした美味しさでした。「至福の桃」シリーズも桃の味が絶妙に口の中に広がり、また食べたくなる逸品です。福島県は桃というイメージが強く、特に桑折町には献上桃という強いブランド力があります。福島の桃そのものを味わうとともに、桑折町の6次化商品で年間を通して福島の桃を他地域の方にも楽しんでもらえたらと思いました。

桑折町には旧伊達郡役所（国重要文化財）や半田山自然公園など、歴史や自然を楽しめるスポットが盛りだくさんです。東北中央道伊達桑折ICもできて交通アクセスも良好です。皆さまもコロナ感染状況が落ち着いたら、桑折町を訪れて、ランチはピザスタで味わってみてはいかがでしょうか。（担当：高橋宏幸）

# 調査

## 原油価格高騰等によるエネルギー価格の上昇が 県内経済に及ぼす影響について（試算）

### <要 旨>

#### 1. 原油価格高騰が県内消費支出に及ぼす影響

##### (1) 1世帯当たり消費支出に対する影響

原油価格の高騰等に伴うエネルギー価格の上昇により、2020年と比較した2021年の県内消費者物価総合指数の上昇率は1.40%となり、物価上昇を勘案した実質的な所得は△1.38%目減りするものと考えられる。所得と消費支出は正の相関性が高いことから、1世帯当たり消費支出増減率も△1.38%と仮定される。

##### (2) 県内消費支出に対する影響

1世帯当たり消費支出増減率△1.38%を基に算出した1世帯当たり消費支出増減額は月間△3,079円、年間△36,951円、これに世帯数を乗じて求めた県内消費支出増減額は月間△2,291百万円、年間△27,491百万円とそれぞれ試算される。

#### 2. エネルギー価格の上昇が県内経済に及ぼすマイナスの経済波及効果

エネルギー価格が上昇した場合、県内消費支出の年間増減額△27,491百万円は、県内経済に対して生産額で△45,458百万円となるマイナスの経済波及効果を及ぼし、県内総生産額を0.4%押し下げるほどの影響度を持つものと試算される。

2020年4月から断続的に続く原油価格の高騰は、様々な経済活動に大きなマイナスの影響を及ぼしているものと考えられる。特に家計では、生活に必要な不可欠な支出である電気代等のエネルギー価格が上昇していることから、家計への負担増や消費支出の落ちこみが懸念されている。そこで本稿では、原油価格高騰等によるエネルギー価格上昇が家計を通じて県内経済に及ぼす影響に着目し、その波及効果を試算してみたい。なお、本稿の試算は、エネルギー価格の上昇による影響度のみ焦点を当て、エネルギー使用量は不変を前提としている点など、他の要因は考慮していないことにご留意願いたい。

### 1. 原油価格の動向

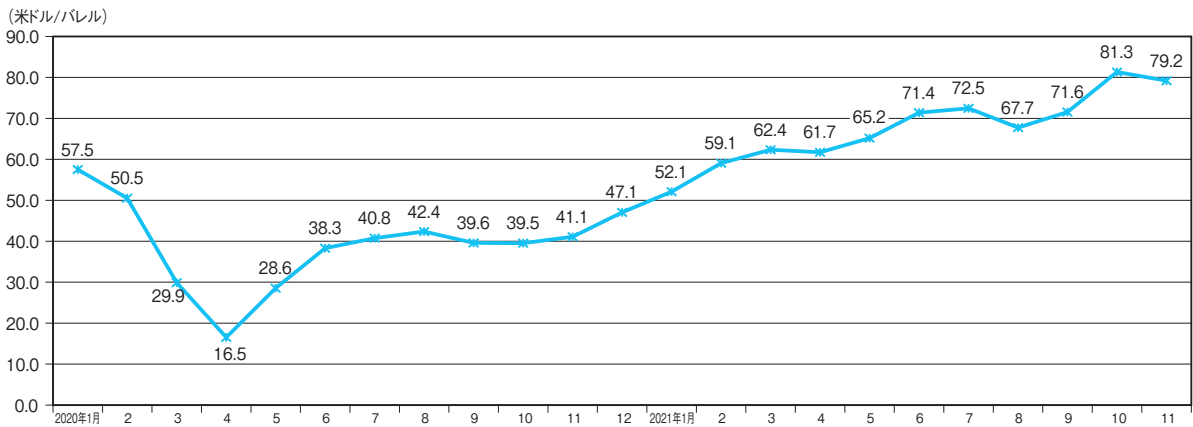
#### (1) 高騰する原油価格

2020年1月以降の1バレル<sup>※1</sup>当たり WTI 原油価格<sup>※2</sup>をみると、2020年4月に16.5ドルまで下降した価格は2020年5月から一転して上昇傾向となり、直近では80ドル前後と2020年4月の5倍程度まで高騰している（図表1）。また、2020年1月以降の米ドル為替相場をみると、2020年12月の1

※1 バレルとは、国際的に原油の計量や売買で使われる単位で、1バレル=158.987295リットル。

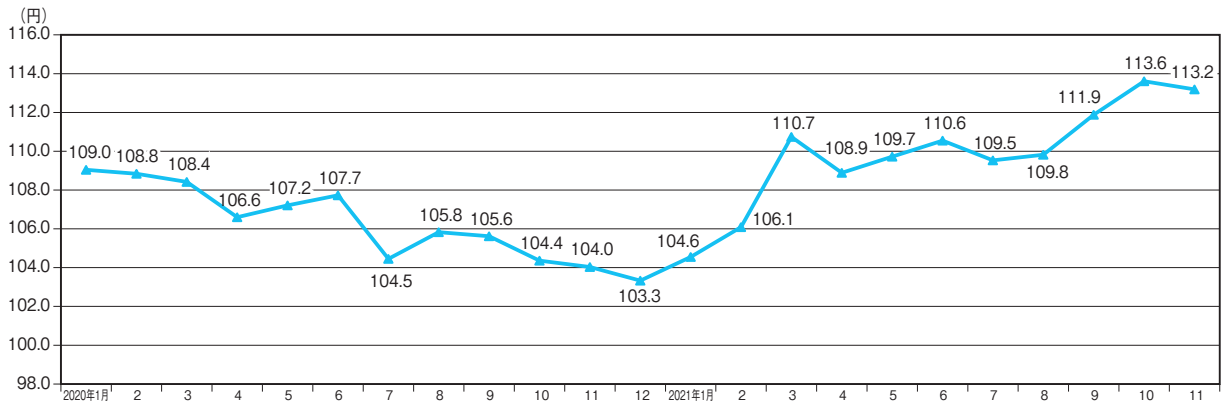
※2 WTIとは、英語表記「West Texas Intermediate」の略で、ニューヨーク商業取引所で取引されている原油の先物商品。原油価格を示す代表的な指標の一つ。

図表1 WTI原油価格（1バレル当たり）の推移



資料：World Bank「Commodity Markets」  
注：月中平均価格。

図表2 米ドル為替相場（東京市場）の推移



資料：日本銀行  
注：直物（約定から資金受渡日までの期間が2営業日以内の取引）終値。17時時点の気配値（外国為替市場で取引されているおよびそのレート）。

ドル103.3円を底に円安ドル高が進行しており、2021年10月以降は1ドル113円台となっている（図表2）。

詳細は次章で述べることとするが、輸入した原油を燃料とする電気代などの県内のエネルギー価格は、原油価格そのものが高騰していることに加え、円安ドル高で原油の輸入価格が上昇している影響から、前年を上回る動きとなっている。

## (2) 原油価格高騰の要因

前節で確認した2020年からの原油価格高騰の要因をみると、世界的な金融緩和による金利の低下が原油市場への投資資金流入を促していることに加え、経済活動がコロナ禍の最悪期から徐々に持

ち直し始めたことによる原油の需要回復が価格を押し上げている。一方で、OPECプラス<sup>※3</sup>やアメリカは、コロナの再拡大による需要の急落に対する警戒感から原油の増産に踏み切れず、需給をひっ迫させていることが原油価格高騰に拍車をかけている。さらに、脱炭素社会の世界的な進展を背景に、将来的な原油需要の減少見通しから油田開発への投資資金が減少し、原油の供給量が増えないことも原油価格を押し上げる一因と考えられる（図表4）。

※3 OPECプラスとは、2016年に原油価格の安定を目指して結成された組織で、OPEC加盟国のうちリビア、イラン、ベネズエラを除く10カ国と、ロシアなどの非OPEC10カ国の合計20カ国で構成される。

図表3 2020年からの原油価格高騰の要因

① 世界的な金融緩和
② コロナ禍からの経済回復による原油の需要回復
③ OPEC プラスの協調減産と米国シェールオイル生産の回復遅延
④ 脱炭素社会の進展を背景とした油田開発向け投資資金の減少

資料：当研究所で作成

図表4 県内エネルギー価格の動向（福島市）

(単位：円、%)

	料金(2021年11月)	前年同月比
電 気 代	13,999	10.1
ガ ス 代		6.4
都市ガス	6,986	6.9
プロパンガス	8,947	5.9
灯 油 代	1,854	33.2
ガ ソ リ ン 代	173	21.8

資料：総務省「小売物価統計調査」

注：調査対象店舗・事業所の1カ月当たり平均価格。電気代は従量電灯、アンペア制または最低料金制、441KWh。都市ガスは一般家庭用、1465.12MJ。プロパンガスは一般家庭用、二部料金制、基本料金と従量料金の合計額（10m<sup>3</sup>使用時）。ガソリンはレギュラーガソリン、1ℓ当たり、セルフサービス式を除く。灯油は白灯油、詰め替え売り、店頭売り、1ℓ当たり。

## 2. エネルギー価格上昇が県内消費支出に及ぼす影響

本章では、原油価格高騰によるエネルギー価格上昇が家計を通じて県内経済に及ぼす影響に着目し、その影響度について試算する。なお、本章の試算は、前述の通り、エネルギー価格の上昇による影響度のみ焦点を当てるため、エネルギー使用量は不変を前提としている点など、他の要因は

考慮していないことにご留意願いたい。

### (1) 県内エネルギー価格の上昇

前章の通り、原油価格高騰と円安ドル高の状況下で、総務省「消費者物価指数」の「エネルギー」の構成費目として定義づけられている電気、都市ガス、プロパンガス、ガソリン、灯油それぞれの県内料金の動向を確認してみる。

直近の2021年11月における県内エネルギー価格をみると、電気代が13,999円（前年同月比+10.1%）、都市ガス代が6,986円（同+6.9%）、プロパンガス代が8,947円（同+5.9%）となり、ガス代の前年同月比は平均で+6.4%となった（図表4）。また、灯油代が1,854円（同+33.2%）、ガソリン代が173円（同+21.8%）となり、県内エネルギー価格はいずれも前年から上昇している。

### (2) 県内のエネルギー価格上昇による消費者物価指数の上昇

県内のエネルギー価格上昇による消費者物価総合指数の上昇率は、県内のエネルギー価格それぞれの2021年11月における前年同月比に消費者物価指数の費目別ウェイトを乗じて算出した加重平均値を合算することにより試算することができる（図表5）。その結果、2020年と比較した県内のエネルギー価格上昇による消費者物価総合指数の上昇率は1.40%と試算される。消費水準は変わらないという前提で物価上昇による家計負担分を試算すると、1世帯当たり年間で36,969円と推計され、消費支出の低下も懸念される（図表6）。

図表5 県内のエネルギー価格上昇による消費者物価総合指数上昇率（福島市）

費 目	エネルギー価格 前年同月比	消費者物価指数 費目別ウェイト	消費者物価総合指数 上昇率
電 気 代	10.1%	4.42%	0.45%
ガ ス 代	6.4%	1.48%	0.09%
灯 油 代	33.2%	0.93%	0.31%
ガ ソ リ ン 代	21.8%	2.52%	0.55%
総 合			1.40%

資料：総務省「消費者物価指数」を基に当研究所で試算

注：消費者物価総合指数上昇率は、消費者物価指数費目別ウェイトを勘案した加重平均値で、各費目の前年同月比×費目別ウェイト（%）の合計。

図表6 県内のエネルギー価格上昇による家計負担

$$1 \text{ 年間の家計負担分(円)} = 1 \text{ 世帯当たり年間消費支出額} \times \text{消費者物価指数上昇率} \div (100 + \text{消費者物価指数上昇率})$$

$$36,969 \text{円} = 2,677,620 \text{円} \times 1.40 \div (100 + 1.40)$$

資料：総務省「消費者物価指数」「家計調査」を基に当研究所で試算  
 注：1世帯当たり年間消費支出額は、1世帯当たり月間消費支出額（2020年の総世帯）×12。

図表7 実質可処分所得変動率の算出式

$$\text{実質可処分所得変動率(\%)} = 100 \div (100 + \text{消費者物価指数変動率}) \times 100 - 100$$

$$\triangle 1.38\% = 100 \div (100 + 1.4) \times 100 - 100$$

資料：当研究所で作成  
 注：実質可処分所得は、物価変動分を勘案した可処分所得。

図表8 消費者物価指数上昇による県内消費支出増減額の試算

1世帯当たり月間消費支出額(円)		223,135
1世帯当たり消費支出増減率(%)		△1.38
1世帯当たり消費支出増減額(円)	月間	△3,079
	年間	△36,951
県内世帯数(世帯)		743,993
県内消費支出増減額(百万円)	月間	△2,291
	年間	△27,491

資料：総務省「家計調査年報」、福島県「福島県現住人口調査」より当研究所で試算  
 注：1世帯当たり月間消費支出額は総世帯（2020年）。1世帯当たり消費支出月間増減額 = 1世帯当たり月間消費支出額 × 消費支出増減率。県内消費支出月間増減額 = 1世帯当たり月間消費支出増減額 × 世帯数。年間消費支出増減額 = 月間消費支出増減額 × 12。世帯数は2021年11月1日時点。

### (3) 消費者物価指数上昇による消費支出への影響

消費者物価指数の上昇は、物価上昇による影響を勘案した実質的な可処分所得<sup>※4</sup>の目減りにつながるものと考えられる。このため、消費者物価総合指数上昇率1.40%を基に実質可処分所得を試算すると、実質可処分所得には△1.38%の影響度があるものと考えられる（図表7）。一方、可処分所得と正の相関性が高い消費支出も可処分所得と同程度押し下げられるものと仮定し、1世帯当たり消費支出増減率は△1.38%とする。

上記の試算結果を基に、県内のエネルギー価格上昇に伴う消費者物価指数の上昇が、県内の消

費支出にどの程度影響を及ぼすのかについて推計すると、1世帯当たり消費支出増減額は月間で△3,079円、年間で△36,951円となり、県内消費支出増減額は月間で△2,291百万円、年間で△27,491百万円と試算される（図表8）。

## 3. 県内のエネルギー価格上昇が県内経済に及ぼすマイナスの経済波及効果

本章では、前章で求めた県内のエネルギー価格上昇を起因とする消費支出の年間増減額△27,491百万円が本県経済に及ぼす経済波及効果を試算してみる。経済波及効果の計算過程は3段階に分かれている。第1段階の直接効果では、消費支出の減少による商品や製品を生産する県内企業の減産

※4 可処分所得とは、給与などの個人所得から税金や社会保険料を差し引いた消費支出に使うことができる所得。実質は物価変動を勘案した所得。

図表9 経済波及効果の概要

直接効果	消費支出などの需要増加により、直接的に県内企業にもたらされた生産額。
+	
第一次波及効果	直接効果の生産で必要となった原材料等の購入により、県内企業にもたらされた生産額。
+	
第二次波及効果	直接効果と第一次波及効果で生じた雇用者所得の増加が消費に回ることにより、県内企業にもたらされた生産額。
総合効果	直接効果、第一次波及効果、第二次波及効果を合計した生産額。

資料：当研究所で作成

図表10 直接効果の算出

(単位：百万円)

	消費支出増減額	県内自給率	直接効果
農業	△ 266	52.7%	△ 140
林業	△ 13	75.3%	△ 10
漁業	△ 20	19.8%	△ 4
鉱業	1	5.3%	0
飲食料品	△ 1,755	30.2%	△ 529
繊維製品	△ 233	6.4%	△ 15
パルプ・紙・木製品	△ 25	26.6%	△ 7
化学製品	△ 179	14.1%	△ 25
石油・石炭製品	△ 496	3.6%	△ 18
プラスチック・ゴム	△ 65	15.6%	△ 10
窯業・土石製品	△ 11	36.6%	△ 4
鉄鋼	3	6.4%	0
非鉄金属	△ 13	12.3%	△ 2
金属製品	△ 22	20.0%	△ 4
はん用機械	△ 1	11.7%	△ 0
生産用機械	△ 0	18.0%	△ 0
業務用機械	△ 7	22.5%	△ 2
電子部品	△ 14	22.3%	△ 3
電気機械	△ 259	10.6%	△ 27
情報・通信機器	△ 293	12.6%	△ 37
輸送機械	△ 500	9.6%	△ 48
その他の製造工業製品	△ 181	26.4%	△ 48
建設	0	100.0%	0
電気・ガス・熱供給	△ 689	84.0%	△ 579
水道	△ 199	95.3%	△ 190
廃棄物処理	△ 46	98.3%	△ 46
商業	△ 6,021	47.8%	△ 2,878
金融・保険	△ 1,523	87.6%	△ 1,334
不動産	△ 5,395	98.5%	△ 5,316
運輸・郵便	△ 1,389	64.9%	△ 902
情報通信	△ 1,113	45.0%	△ 501
公務	△ 121	100.0%	△ 121
教育・研究	△ 536	73.9%	△ 396
医療・福祉	△ 1,471	99.3%	△ 1,460
その他の非営利団体サービス	△ 280	95.9%	△ 268
対事業所サービス	△ 465	58.8%	△ 273
対個人サービス	△ 3,890	83.5%	△ 3,248
事務用品	0	100.0%	0
分類不明	△ 2	99.4%	△ 2
合計	△ 27,491		△ 18,446

資料：福島県「2015年福島県産業連関表」を基に当研究所で試算

注：消費支出増減額は、商業マージンと物流マージンを調整した生産者価格で、「2015年福島県産業連関表」における民間消費支出の業種別構成比で振り分け。直接効果＝消費支出増減額×県内自給率。

額を求める。次に、第2段階の第一次波及効果では、直接効果で減産となる県内企業が原材料等の調達額を減らすために、減産を余儀なくされる県内下請企業の減産額を求める。さらに、第3段階の第二次波及効果では、直接効果と第一次波及効果で減産となる県内企業の雇用者所得が減少することに伴う消費支出の減少により、県内企業に及ぶ生産額の減少分を試算する。直接効果、第一次波及効果、第二次波及効果それぞれの減産額を合算したものが総合効果となる（図表9）。

(1) 経済波及効果の試算

A. 直接効果

前章で求めたエネルギー価格上昇を起因とする県内の消費支出増減額が本県経済に及ぼす直接効果は、県内企業が生産分だけを計算の対象とするため、消費支出増減額△27,491百万円に県内自給率を乗じて求めることとなり、生産額で△18,446百万円と推計される（図表10）。また、生産額の減少に伴って、粗付加価値額<sup>※5</sup>は△12,273百万円、

雇用者所得は△4,317百万円、就業者数は△1,446人、雇用者数<sup>※6</sup>は△1,273人とそれぞれ減少するものと予想される（図表11）。

B. 第一次波及効果

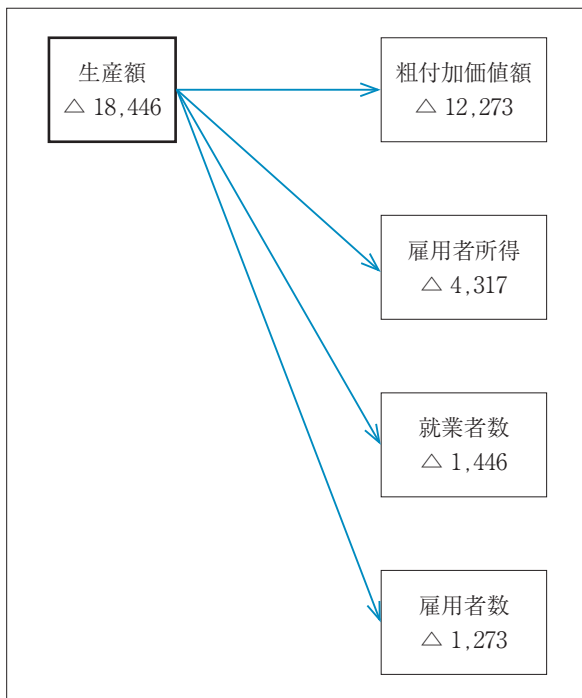
第一次波及効果は、直接効果における生産額の減少に伴って、県内の下請企業における原材料等調達額が減少することによる県内経済に対する影響度を示し、直接効果の生産額を基に逆行列係数を使って算出することとなり、生産額で△22,825百万円と推計される（図表12）。また、粗付加価値額は△14,636百万円、雇用者所得は△5,359百万円、就業者数は△1,762人、雇用者数は△1,533人

※5 粗付加価値額は、生産活動により新たに加えられた価値で、生産額から原材料調達額などの中間投入額を差し引いて求めた金額。

※6 雇用者所得は、雇用所得率（雇用者所得÷県内生産額）、就業者数は就業係数（就業者数÷県内生産額）、雇用者数は雇用係数（雇用者数÷県内生産額）をそれぞれ生産額に乗じて求める。尚、雇用者は企業に雇われて給与を支給されている者を指し、就業者は職に就いている者全般で自営業者や家族労働者なども含む。

図表11 直接効果

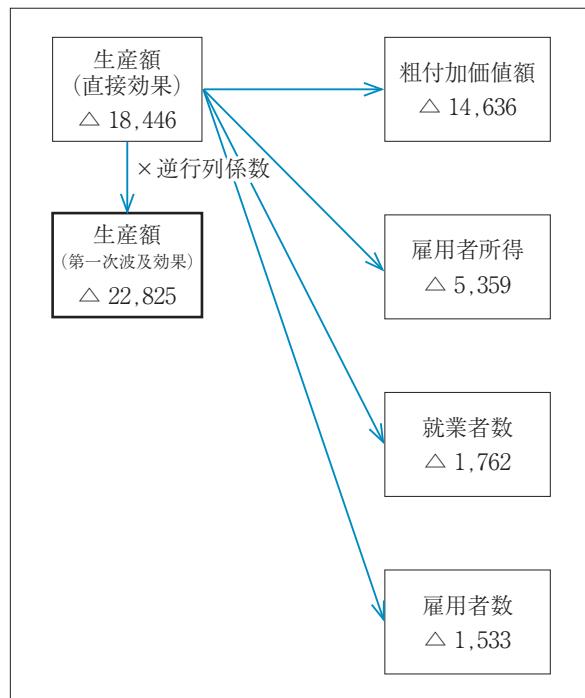
(単位：百万円、人)



資料：福島県「2015年福島県産業連関表」を基に当研究所で試算

図表12 第一次波及効果

(単位：百万円、人)



資料：福島県「2015年福島県産業連関表」を基に当研究所で試算



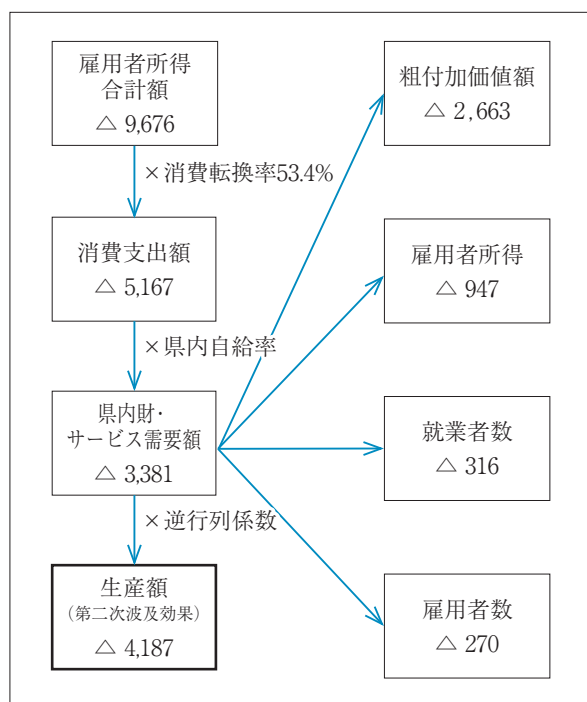
と試算される。

### C. 第二次波及効果

第二次波及効果では、直接効果および第一次波及効果の中で推計した雇用者所得の減少が消費支出を押し下げ、県内企業の生産活動にはさらなるマイナスの影響を及ぼすことを試算している（図表13）。試算結果をみると、県内企業に対する財・サービス需要額（雇用者所得合計額に消費転換率および県内自給率を乗じて算出）は△3,381百万円となり、第二次波及効果は生産額で△4,187百万円と推計される。また、粗付加価値額は△2,663百万円、雇用者所得は△947百万円、就業者数は△316人、雇用者数は△270人と推計される。

図表13 第二次波及効果

（単位：百万円、人）



資料：福島県「2015年福島県産業連関表」を基に当研究所で試算

### D. 総合効果

総合効果は、直接効果および第一次波及効果、第二次波及効果を合算したものであり、生産額が△45,458百万円、粗付加価値額が△29,572百万円、雇用者所得が△10,623百万円、就業者数が△3,524人、雇用者数が△3,076人と推計される（図表14）。この結果から、生産額合計△45,458百万円は、直接効果△18,446百万円から約2.46倍の規模まで波及するものと試算される。

#### (2) 県内総生産に対するマイナスの影響

県内総生産額とほぼ同じ定義である粗付加価値額は、総合効果として求めた生産額に家計外消費支出を除いた粗付加価値率を乗じることで求められ、合計で△28,919百万円と試算される（図表15）。これにより、直近の2018年度名目県内総生産額7,905,423百万円を基準に、消費支出減少の県内総生産額に対する影響度の試算結果は△0.4%となる（図表16）。つまり、2020年と比較した2021年のエネルギー価格上昇を起因とした県内消費支出の減少は、本県の名目県内総生産額を0.4%引き下げる影響があるものと考えられる。

## 4. おわりに

原油価格の高騰は、電気代等エネルギー価格の上昇を招き、家計にマイナスの影響を及ぼすコストプッシュ型の物価上昇を引き起こす。本稿の試算によると、2020年と比較した2021年におけるエネルギー価格上昇を起因とする県内消費支出への影響度は、年換算で△27,491百万円と試算される。そして、この消費支出の減少は県内経済に生産額

図表14 総合効果

（単位：百万円、人）

	直接効果	第一次波及効果	第二次波及効果	合計
生産額	△ 18,446	△ 22,825	△ 4,187	△ 45,458
うち粗付加価値額	△ 12,273	△ 14,636	△ 2,663	△ 29,572
うち雇用者所得	△ 4,317	△ 5,359	△ 947	△ 10,623
就業者数	△ 1,446	△ 1,762	△ 316	△ 3,524
うち雇用者数	△ 1,273	△ 1,533	△ 270	△ 3,076

資料：福島県「2015年福島県産業連関表」を基に当研究所で試算

図表15 業種別の粗付加価値額

(単位：百万円、%)

	生産誘発額	粗付加価値率	粗付加価値額
農 業	△ 459	48.2%	△ 221
林 業	△ 28	70.4%	△ 20
漁 業	△ 15	57.8%	△ 9
鉱 業	△ 14	42.6%	△ 6
飲 食 料 品	△ 1,418	40.4%	△ 573
織 維 製 品	△ 40	40.0%	△ 16
パ ル プ ・ 紙 ・ 木 製 品	△ 67	25.4%	△ 17
化 学 製 品	△ 107	36.7%	△ 39
石 油 ・ 石 炭 製 品	△ 54	37.6%	△ 20
プ ラ ス チ ッ ク ・ ゴ ム	△ 46	33.0%	△ 15
窯 業 ・ 土 石 製 品	△ 20	40.8%	△ 8
鉄 鋼	△ 1	33.1%	△ 0
非 鉄 金 属	△ 7	23.9%	△ 2
金 属 製 品	△ 22	36.0%	△ 8
は ん 用 機 械	△ 2	28.2%	△ 1
生 産 用 機 械	△ 3	45.0%	△ 1
業 務 用 機 械	△ 11	35.8%	△ 4
電 子 部 品	△ 17	33.4%	△ 6
電 気 機 械	△ 64	20.8%	△ 13
情 報 ・ 通 信 機 器	△ 83	30.8%	△ 26
輸 送 機 械	△ 117	29.4%	△ 35
そ の 他 の 製 造 工 業 製 品	△ 161	42.0%	△ 68
建 設	△ 104	46.1%	△ 48
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給	△ 1,852	29.4%	△ 544
水 道	△ 523	51.3%	△ 268
廃 棄 物 処 理	△ 235	60.3%	△ 142
商 業	△ 6,504	67.3%	△ 4,377
金 融 ・ 保 険	△ 3,477	63.8%	△ 2,218
不 動 産	△ 11,947	88.3%	△ 10,552
運 輸 ・ 郵 便	△ 2,585	45.5%	△ 1,175
情 報 通 信	△ 1,438	49.9%	△ 717
公 務	△ 299	65.8%	△ 197
教 育 ・ 研 究	△ 880	70.8%	△ 623
医 療 ・ 福 祉	△ 3,228	58.1%	△ 1,874
そ の 他 の 非 営 利 団 体 サ ー ビ ス	△ 626	55.8%	△ 349
対 事 業 所 サ ー ビ ス	△ 1,661	59.6%	△ 989
対 個 人 サ ー ビ ス	△ 7,198	51.7%	△ 3,721
事 務 用 品	△ 42	0.0%	0
分 類 不 明	△ 100	16.2%	△ 16
合 計	△ 45,458	-	△ 28,919

注：粗付加価値率は、家計外消費支出を除いた粗付加価値額÷県内生産額。

図表16 名目県内総生産に対する影響度

(単位：百万円、%)

粗付加価値誘発額	名目県内総生産額 (2018年度)	名目県内総生産 増減率
△ 28,919	7,905,423	△ 0.4

資料：福島県「2018年度福島県県民経済計算年報」

注：粗付加価値誘発額＝生産誘発額×粗付加価値率（除く家計外消費支出）。名目県内総生産増減率＝粗付加価値誘発額÷名目県内総生産額×100（%）。

で△45,458百万円となるマイナスの経済波及効果を及ぼし、県内総生産額を0.4%押し下げることがある。

一方、原油価格の高騰は再生可能エネルギー導

入拡大の必要性を考える契機になり得る。本県では2020年、浪江町に世界最大級の水素製造実証拠点「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所し、再生可能エネルギーを利用した、クリーンで低コストの水素製造技術の確立を目指している。また、郡山市、大熊町、浪江町が「ゼロカーボンシティ」を宣言するなど、県内でも脱炭素社会実現に向けたまちづくりの動きが活発になりつつあり、今後も再生可能エネルギーの導入拡大の機運がさらに高まることに期待したい。

(担当 和田賢一)

# 福島経済マンスリー

11月の県内経済は、一部に持ち直しの動きがみられるが、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に厳しい状況にある。

## 1. 2021年11月の県内経済

項目	コメント	景況判断	
		変化方向	水準
県内経済の景況	県内経済は、消費動向の一部に持ち直しの動きがみられるが、公共投資や設備投資が前年を下回るなど、新型コロナウイルス感染症の影響により全体では引き続き厳しい状況にある。		
消費動向	大型小売店およびドラッグストア販売額が前年を上回った。一方、コンビニエンスストア販売額および乗用車販売台数は前年を下回った。		
公共投資	公共投資は、東日本大震災の復興工事が減少していることなどから、請負金額が8カ月連続で前年を下回っている。		
設備投資	民間非居住用建築着工は、棟数および床面積が前年を上回ったが、工事費予定額は10カ月連続で前年を下回っている。		
住宅投資	新設住宅着工戸数は、新型コロナウイルス感染症による影響で前年の水準が低かったことなどから、合計で5カ月連続して前年を上回った。主な利用関係別でみると、持家および貸家が前年を下回ったが、分譲は前年を上回った。		
生産活動	鉱工業生産指数は、季節調整指数が87.5で前月比△2.1%、原指数が89.1で前年比△2.5%となった。業種別の季節調整指数を前月比でみると、「輸送機械工業」など13業種で下降したものの、「化学工業」など6業種で上昇した。		
雇用動向	有効求人倍率は、季節調整値が1.31倍と前月を0.02ポイント上回ったが、新規求人倍率は、季節調整値が1.87倍と前月を0.26ポイント下回った。雇用保険受給者実人員は前年比△14.0%となった。		

注1：「変化方向」は前月と比較した現在における景況の変化方向（：改善、：不変、：悪化）を示し、当月と前月における3カ月加重移動平均の前年同期比を比較して判断。

注2：「水準」は現在における景況の水準を示し、当月の3カ月加重移動平均値と過去5年間の平均値を比較して判断。  
なお、公共投資および設備投資は6カ月加重移動平均値による判断、鉱工業生産指数、延べ宿泊者数は10月データ。

〈天気図（水準）の意味〉

晴れ	晴れ一部曇り	曇り	曇り一部雨	雨

良
い
悪
い

## 2. 県内経済動向の概要

### (1) 前年同月比

(単位：％、ポイント)

	項 目	前 年 同 月 比					
		2021年6月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
消費動向	大型小売店販売額（全店舗）	△ 4.6	△ 0.8	△ 4.7	1.7	2.4	0.5
	コンビニエンスストア販売額（全店舗）	△ 1.8	2.8	△ 5.2	△ 1.4	△ 1.9	△ 2.5
	ドラッグストア販売額（全店舗）	4.5	7.0	3.3	4.8	6.3	4.3
	乗用車販売台数	△ 4.5	△ 12.1	△ 6.7	△ 19.3	△ 18.5	△ 5.8
公共投資	公共工事前払保証取扱保証請負金額	△ 16.1	△ 24.7	△ 67.4	△ 65.8	△ 73.1	△ 69.5
設備投資	建築着工工事費予定額（民間非居住用）	△ 20.9	△ 54.3	△ 58.3	△ 56.0	△ 7.9	△ 26.5
住宅投資	新設住宅着工戸数	△ 5.4	1.1	32.2	1.2	2.6	0.9
生産活動	鉱工業生産指数（総合）	15.1	8.9	14.0	6.1	△ 2.5	—
雇用動向	有効求人倍率（パート含む）	0.08	0.13	0.11	0.15	0.13	0.13
	雇用保険受給者実人員	△ 14.3	△ 20.5	△ 16.7	△ 18.8	△ 19.2	△ 14.0

注1 鉱工業生産指数は原指数、有効求人倍率は原数値。Pは速報値、rは訂正值。

### (2) 前月比

(単位：％、ポイント)

	項 目	前 月 比					
		2021年6月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
消費動向	大型小売店販売額（全店舗）	△ 4.2	3.6	2.7	△ 8.4	3.2	△ 1.8
	コンビニエンスストア販売額（全店舗）	△ 0.6	7.5	△ 1.9	△ 3.6	△ 1.8	△ 2.9
	ドラッグストア販売額（全店舗）	5.2	0.3	4.7	△ 6.5	△ 3.9	△ 0.2
	乗用車販売台数	11.3	△ 0.6	△ 12.2	9.6	△ 2.5	5.0
公共投資	公共工事前払保証取扱保証請負金額	4.9	△ 20.5	△ 18.4	17.0	△ 19.6	△ 25.3
設備投資	建築着工工事費予定額（民間非居住用）	45.8	△ 58.1	82.4	12.2	7.0	△ 34.5
住宅投資	新設住宅着工戸数	29.8	△ 10.0	14.0	△ 21.2	18.5	△ 14.2
生産活動	鉱工業生産指数（総合）	2.8	2.5	△ 0.7	1.1	△ 2.1	—
雇用動向	有効求人倍率（パート含む）	0.07	0.04	△ 0.05	0.02	△ 0.02	0.02
	雇用保険受給者実人員	18.1	△ 1.0	3.0	△ 5.9	△ 5.4	△ 5.6

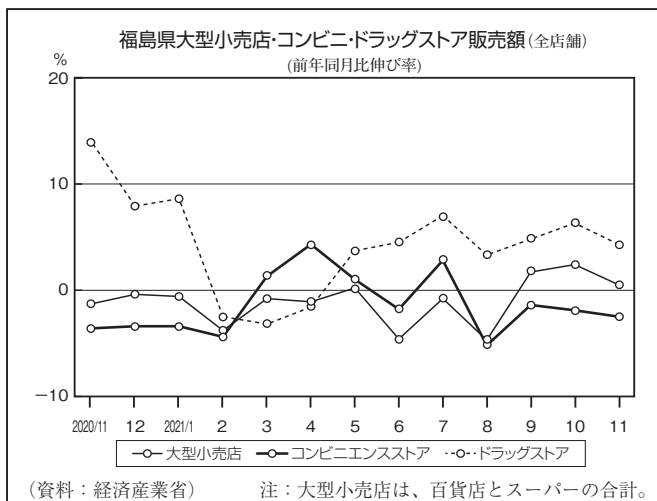
注2 鉱工業生産指数は季節調整済指数、有効求人倍率は季節調整値。Pは速報値、rは訂正值。

### 3. 県内経済動向

#### 消費動向

#### 大型小売店およびドラッグストアが前年比増、コンビニは前年割れ

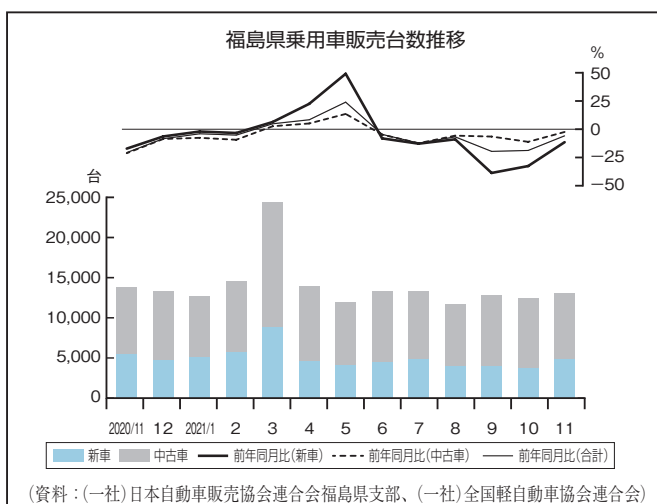
11月の県内大型小売店の販売額は223億円（前年同月比+0.5%）と3カ月連続、ドラッグストア販売額は90億9百万円（同+4.3%）と7カ月連続でそれぞれ前年を上回った。一方、コンビニエンスストア（コンビニ）販売額は162億89百万円（同△2.5%）と4カ月連続で前年を下回った。なお、大型小売店、コンビニ、ドラッグストアの販売額合計は475億98百万円（同+0.1%）と前年を上回った。



#### 乗用車販売：6カ月連続で前年比減

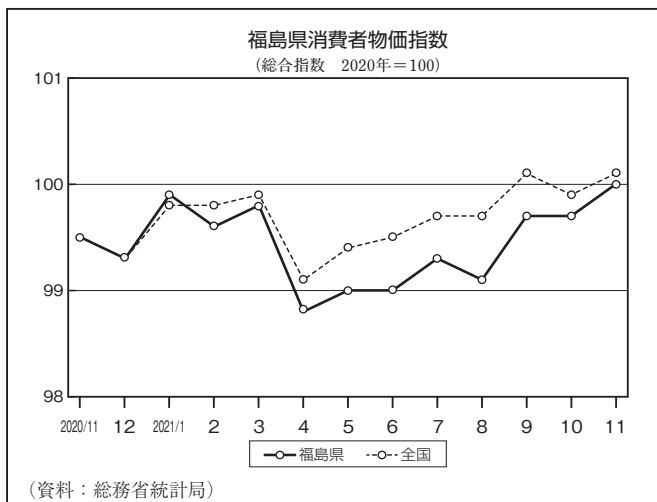
11月の乗用車販売台数をみると、新車が4,794台（前年同月比△11.3%）、中古車が8,256台（同△2.4%）、合計が13,050台（同△5.8%）となり、いずれも6カ月連続で前年を下回った。新車の減少は、半導体不足に加え、新型コロナウイルス感染症により東南アジアで自動車部品の生産が滞ったことによる生産調整の影響とみられる。

※2021年11月号から中古車販売台数を追加しました。



#### 消費者物価指数：前月比、前年比とも上昇

11月の消費者物価指数は、総合指数（福島市、2020年=100）が100.0で前月比+0.3%、前年同月比+0.4%。費目別に前月比で見ると、「光熱・水道」の106.6（前月比+1.6%）など4費目で上昇、「教養娯楽」の101.9（同△0.2%）など3費目で下降。

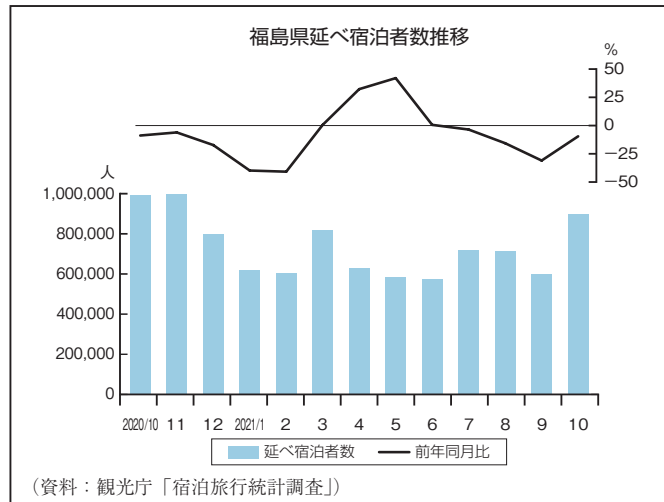


観光

※延べ宿泊者数は10月データ

延べ宿泊者数：4カ月連続で前年比減

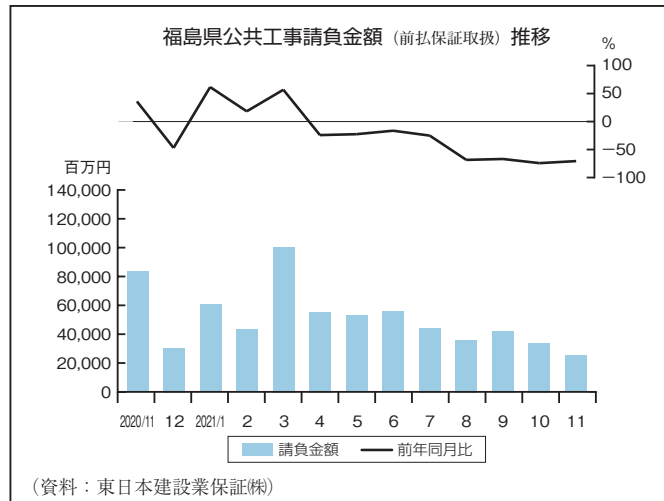
10月の延べ宿泊者数は、896,970人（前年同月比△9.4%）。本県の「まん延防止等重点措置」が9月末で解除されたことなどから、前月実績を上回ったものの、「Go To トラベル」で高水準となった前年実績を下回った。



公共投資

公共工事：請負金額は8カ月連続で前年比減

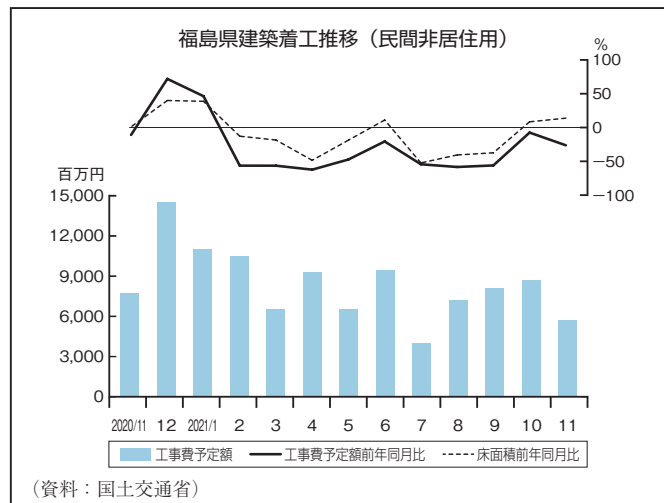
11月の公共工事前払保証取扱は、件数が570件（前年同月比△11.2%）、請負金額が255億98百万円（同△69.5%）、保証金額が113億84百万円（同△71.7%）。公共投資は、東日本大震災の復興工事が減少していることなどから、前年を下回っている。



設備投資

設備投資：工事費予定額は10カ月連続で前年比減

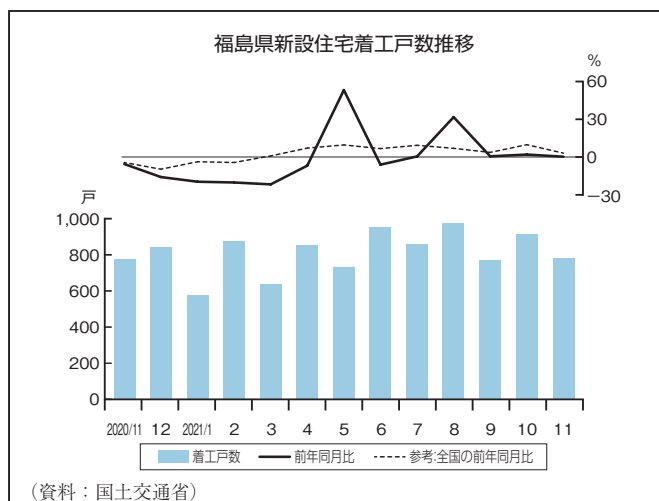
11月の建築着工（民間・非居住用）は、棟数が156棟（前年同月比+16.4%）、床面積が41,535㎡（同+13.2%）と前年を上回った。一方、工事費予定額は56億92百万円（同△26.5%）と10カ月連続で前年を下回った。



## 住宅投資

### 住宅建設：着工戸数は5カ月連続で前年比増

11月の県内新設住宅着工戸数は784戸（前年同月比+0.9%）と、新型コロナウイルス感染症による影響で、前年の水準が低かったことなどから、5カ月連続で前年を上回った。主な利用関係別にみると、「持家」が455戸（同△2.4%）、「貸家」が168戸（同△8.2%）と前年を下回った。一方、「分譲」は160戸（同+33.3%）と前年を上回った。

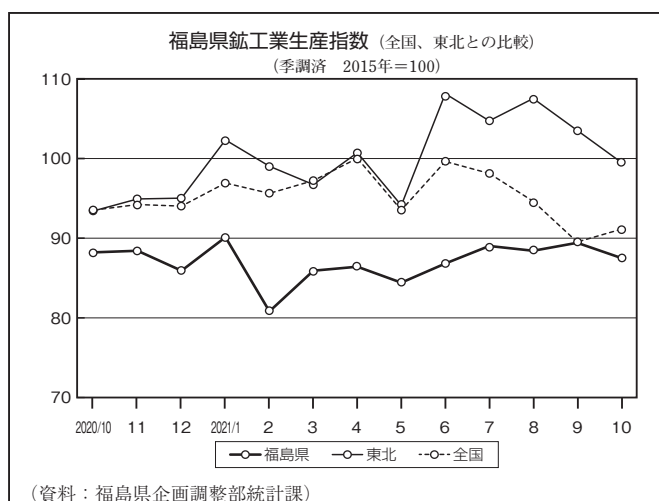


## 生産活動

※鉱工業生産指数は10月データ

### 鉱工業生産指数：前月比、前年比とも下降

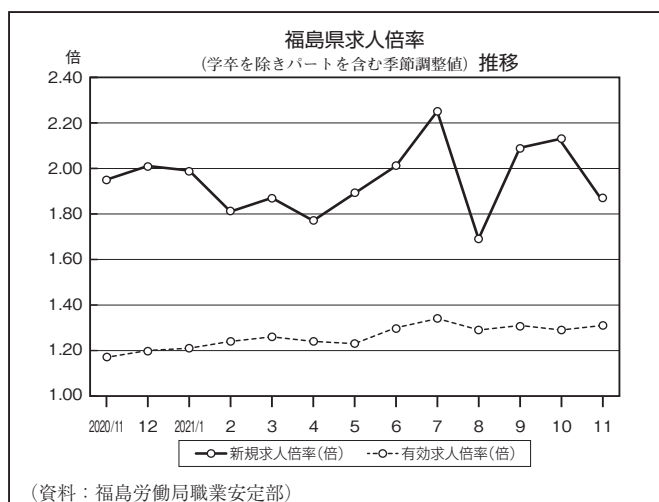
10月の鉱工業生産は、季節調整済指数が87.5（前月比△2.1%）、原指数が89.1（前年同月比△2.5%）。業種別の季節調整済指数をみると、「輸送機械工業」（前月比△15.5%）など13業種で下降したものの、「化学工業」（同+12.0%）など6業種で上昇した。



## 雇用動向

### 雇用動向：有効求人倍率は前月比、前年比とも上昇

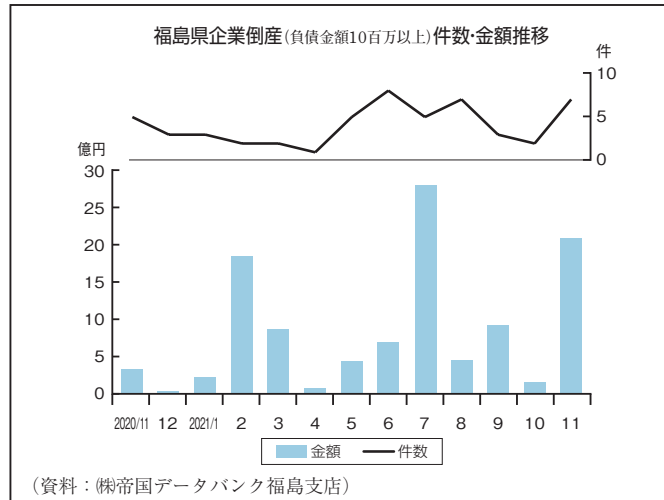
11月の新規求人倍率は、季節調整値が1.87倍（前月比△0.26ポイント）、原数値が2.06倍（前年同月比△0.15ポイント）。有効求人倍率は、季節調整値が1.31倍（前月比+0.02ポイント）、原数値が1.38倍（前年同月比+0.13ポイント）。11月の雇用保険受給者実人員は6,120人（前年同月比△14.0%）。



企業倒産

企業倒産：件数、負債総額とも前年比増

11月の企業倒産（負債金額10百万円以上）は、件数が7件（前年同月比+40.0%）、負債総額が20億92百万円（同+535.9%）。業種別でみると、建設業が4件、製造業が2件、卸売業が1件。主因別でみると、販売不振が5件、放漫経営が2件。

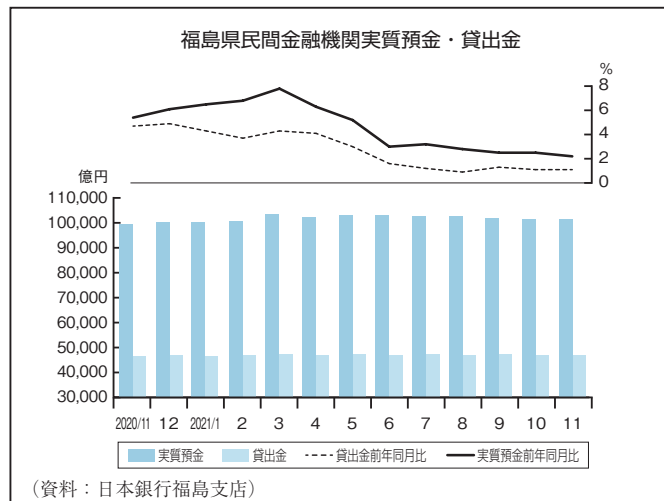


金融動向

資金需給：預金、貸出金とも前年比増

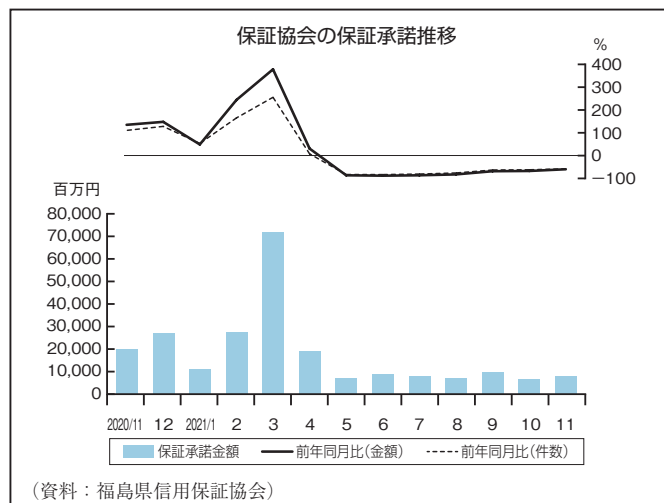
県内金融機関（全国銀行の県内店舗分、県内8信用金庫の全店舗分）の11月末の実質預金残高は、10兆1,669億円（前年同月比+2.2%）と2年6カ月連続で前年比増加。また、貸出金残高は、4兆6,879億円（同+1.1%）と8年6カ月連続で前年比増加。

※実質預金は、総預金から未決済の他店払い手形・小切手類の合計金額を控除したものの。

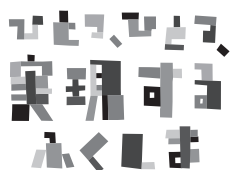


保証協会：保証承諾は件数、金額とも前年比減

11月の保証承諾は、件数が562件（前年同月比△58.9%）、保証金額が76億86百万円（同△61.0%）。11末日現在の保証債務残高は、件数42,449件（同+10.7%）、金額5,629億84百万円（同+16.0%）。一方、11月中の代位弁済は、件数が10件（同△37.5%）、金額が62百万円（同△43.3%）。







「はじめる」から「かなえる」へ。福島県では、震災から10年を機に「ふくしまからはじめよう」からのバトンを渡す、新スローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を策定しました。復興に向けて歩んできた「これまで」と、新しい未来に繋げていく「これから」と、県民のみなさんひとりひとりの「今」を重ねたメッセージです。

## 登録はお済みですか？ 「POLICE メールふくしま」

福島県警察本部 生活安全企画課

福島県警察では、メール配信サービス「POLICE メールふくしま」で、県民の皆さんに向けた情報発信を行っています。犯罪発生情報や交通安全情報など、事件や事故から皆さんを守る情報をいち早くお届けします。

まだ登録されていない方は、県警察のホームページからぜひ登録をお願いします。

ホームページで詳しい登録情報などを公開しています。 [福島県警察 メール](#)

### 「POLICE メールふくしま」とは

「POLICE メールふくしま」とは、福島県警察が昨年の4月から開始した、県民の皆さんに安全で安心してお過ごしいただくための情報を、いち早くお届けするメール配信サービスです。

携帯電話やパソコンでメールの受信が可能です。

### どんな情報を配信しているの？

次の①～⑦の情報を配信しています。

#### ① なりすまし詐欺情報

なりすまし詐欺被害が多く発生している中、被害の発生や不審電話に関する情報など、皆さんが被害に遭わないための情報をお届けします。

#### ② 犯罪発生情報

凶悪事件やお住まいの地域で多発する事件などの情報をお知らせし、注意を呼びかけます。

#### ③ 不審者情報

子どもへの声掛けや付きまといなどの、不審者に関する情報をお届けします。

#### ④ 地域防犯情報

犯罪被害を防ぐためのアドバイス、行方不明者を探すための手配などの情報をお届けします。

#### ⑤ 交通安全情報

交通事故防止に関する情報はもちろん、通行止めなどの交通規制情報など、皆さんがすぐに知りたい交通情報をお届けします。

#### ⑥ 防災情報

災害発生情報などをお知らせします。

#### ⑦ お知らせ

職員採用情報や県警察主催イベント情報などをお知らせします。

### 登録方法

お手持ちの携帯電話、パソコンなどから簡単に

登録することができます。

なお、登録手順は次のとおりです（図1参照）。

- ① インターネットで「福島県警察 メール」と検索し、県警ホームページ内の「POLICE メールふくしま」のページにアクセスします。  
ページにある登録用アドレス（pmf01@uh28.asp.cuenote.jp）をクリックし、空メールを送信します。
- ② 自動返信されたメール内のURLをクリックすると、登録フォームが表示されます。
- ③ 登録フォームに必要事項（配信希望警察署や配信希望情報など）を入力し、登録ボタンを押して、登録完了となります。

## 登録者の声

現在、約5万人の方が「POLICE メールふくしま」に登録しています。

実際に登録した方々からは、次のようなお声をいただいています。

- なりすまし詐欺の被害がこんなに多いとは思わなかった。
- メールを見て被害に遭わないように注意したい。
- 不審者情報がどこよりも早く届くので、そのたびに子供たちに気を付けるようにと話している。
- 近所で大きな事故が起きたとメールで知り、自分も気を付けようと思った。

## キャラバン隊によるキャンペーン

「POLICE メールふくしま」を皆さんに知っていただき、より多くの方々に登録していただくために、県内各地の駅前、スーパー、ショッピングモール、イベント会場などで、「POLICE メールふくしま」のキャラバン隊活動を行っています。

登録操作のお手伝いもしています。近くで見かけた際は、ぜひ、お立ち寄りください！



福島駅前でのキャラバン活動

### [問い合わせ先]

福島県警察本部 生活安全企画課  
電話：024（522）2151

詳しくは県警察ホームページをご覧ください。

福島県警察 メール 検索

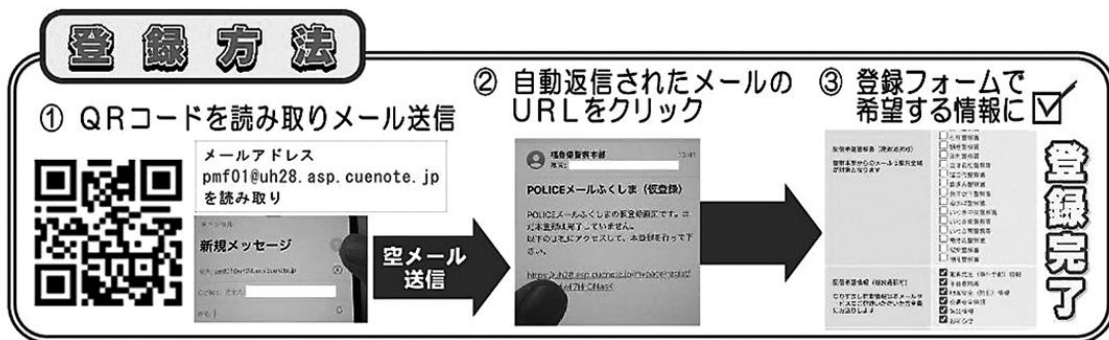
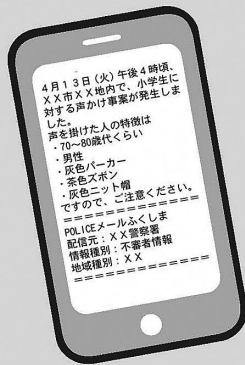


図1 POLICE メールふくしま登録手順

# あなたと家族を守る 情報を届けます。



## 地域安全情報

(なりすまし詐欺、不審者情報など)



## 交通安全情報などを配信

(交通規制、交通取締情報を含む)

登録専用アドレス(QRコード、または、[pmf01@uh28.asp.cuenote.jp](mailto:pmf01@uh28.asp.cuenote.jp))に空メールを送信後、返信されたメールの案内のとおり進めば登録ができます。

詳しくは福島県警察HPで

福島県警察 メール Q 検索



# 福島県警察



# 安積の歴史シリーズ



## 第23回 近世 戊辰戦争と安積郡

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会  
委員



### 江戸城 無血開城

慶応4年(1868)正月、鳥羽・伏見の戦いに勝利した新政府軍は、中国・四国・九州を掌握すると、東海道・東山道・北陸道の三方から江戸に向かって進撃を開始した。<sup>(1)</sup> 東海道先鋒軍は3月12日に品川に到着し、13日に東山道軍も板橋に到着、少し後れて北陸軍も千住に着き、3月15日の江戸城総攻撃に備えた。3月13日・14日に勝海舟と西郷隆盛が会見し江戸城は無血開城となった。新政府軍は5月に上野戦争で彰義隊を破り、旧幕府軍や新撰組等も関東の各地で戦ったが敗北した。<sup>(1)</sup> その後、新政府軍は会津に向けて兵を進めた。

### 奥羽越列藩同盟

慶応4年3月に、奥羽鎮撫総督に任命された九条道孝が仙台に入り、東北諸藩に会津藩・庄内藩の追討を命じた。<sup>(2)</sup> 仙台藩・米沢藩等は会津藩の謝罪をもって平和解決の道を探っていた。東北の諸藩に詔請状を廻達し、白石において奥羽列藩会議を開いた。主な議題は会津藩の寛典<sup>かんてん</sup>処分の嘆願であった。閏4月12日に仙台藩・米沢藩は、会津藩

主松平容保の謹慎・封地の削減・鳥羽伏見戦争の責任者処刑の嘆願書を奥羽鎮撫総督に提出した。しかし、総督府参謀世良修蔵と意見が合わず嘆願は聞き入れられなかった。そのため、仙台藩・米沢藩は藩兵を引き揚げた。次いで会津討伐に出兵していた二本松・棚倉・相馬・三春・平・泉の6藩や、庄内藩討伐に出兵していた盛岡・弘前・秋田・新庄・山形等の8藩も撤兵した。<sup>(2)</sup> 会津・庄内藩を支援する東北諸藩は相互協力関係を強化するため、5月3日に仙台・米沢・二本松・守山・棚倉・三春等の25藩が「奥羽列藩同盟」を結び、同月6日には越後国の新発田・村上等6藩が加わり、31藩からなる「奥羽越列藩同盟」が成立した。<sup>(2)</sup>

### 北越戦争

新政府軍は関東を掌握すると、越後口・白河口・平潟口の三方から会津に向けて進撃した。<sup>(3)</sup>

新政府軍は長岡城を攻撃するため新潟港に上陸した。閏4月から7月にかけて、長岡城をめぐり新政府軍と同盟軍が烈しく戦った。しかし、7月28日に四日市藩が降伏し、7月29日に長岡城が落

城すると、8月2日には三根山藩、3日には黒川藩、4日には村松藩、11日には村上藩が降伏し、越後地方は新政府軍の統制下に入った。8月28日には米沢藩が降伏した。北越戦争に勝利した新政府軍は会津に向け兵を進めた。<sup>(3)</sup>

### 白河口の戦い

白河は奥羽列藩にとって最大の要地であった。白河城は奥羽鎮撫総督の命によって仙台・棚倉・二本松・三春・泉・湯長谷の各藩兵が守備していた。慶応4年閏4月20日に会津藩が白河城を攻撃した。白河を守備していた各藩兵は会津藩と戦う意思がなかったため、会津藩は容易に白河城を占拠した。<sup>(4)</sup>

新政府軍は、5月1日に大田原や宇都宮辺りに在陣していた諸隊を再編し白河城を攻撃した。戦闘は雷神山・立石山・稲荷山で繰り広げられ、激戦のすえ新政府軍が白河城を奪取した。

しかし、新政府軍が白河城に入城しても、同盟軍が棚倉城を固めており、容易には進軍できなかった。6月16日に新政府軍が平潟港に上陸すると、棚倉から平城に急遽兵を出したため棚倉城は手薄となった。そこへ参謀板垣退助等が土佐・薩摩等の藩兵を率いて棚倉城を攻撃した。棚倉には前藩主阿部正外<sup>まさと</sup>がわずかな兵で守備していたが、正外は城に火を放ち逃れた。6月25日に新政府軍は越後高田藩の釜子陣屋（白河市東釜子）を焼き払い同盟軍を一掃した。同盟軍は、7月1日と同月24日に白河城の奪還を計ったがいずれも失敗に終わった。<sup>(4)</sup>

### 平潟口の戦い

6月16日に新政府軍は平潟港に上陸し、6月28日に泉城を、翌29日に湯長谷城を落とし、7月13日には激戦のすえ平城が陥落した。

新政府軍は、平藩を制圧すると平潟口の軍を二つに分け、一方は相馬方面に、一方は三春方面に兵を進めた。相馬方面に進軍した新政府軍は、8月4日に中村藩を、9月15日に仙台藩を降伏させ、22日に列藩同盟主輪王寺宮が平潟港総督府に書

状を遣し謝罪した。<sup>(5)</sup>

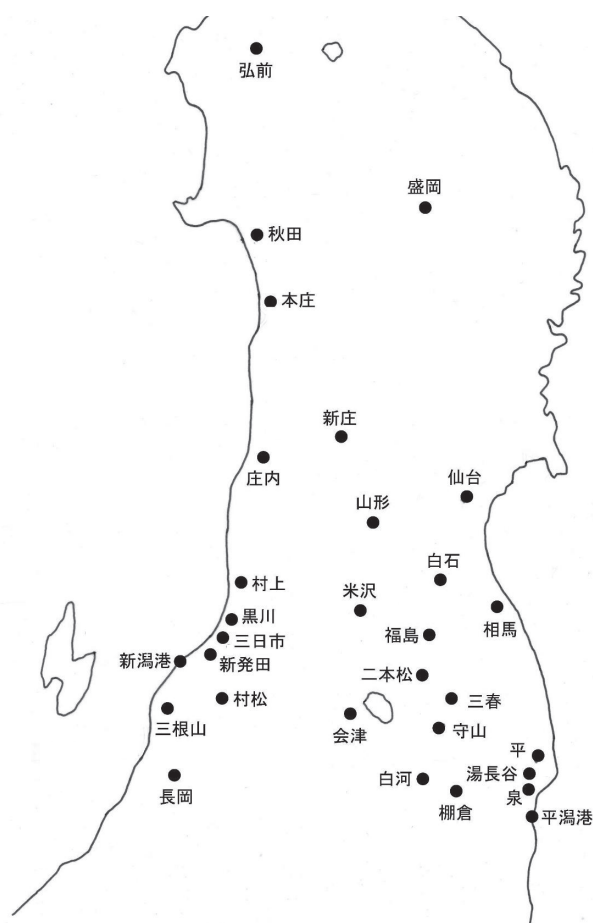
一方、三春方面に兵を進めた参謀渡辺清左衛門は、7月25日には上三坂まで進軍し、小野新町の二本松藩勢を攻撃した。小野新町には二本松藩の大谷与兵衛等が詰めていたが敗走した。<sup>(6)</sup>

7月24日、板垣退助等は棚倉を発し、25日に蓬田に宿陣、翌26日には三春に達し、続いて渡辺清左衛門も三春城に入った。三春藩は戦わずして降伏し城を開け渡した。27日には守山藩も降伏した。<sup>(7)</sup>

### 会津藩の落城

三春・守山藩が降伏すると、板垣退助は本宮に渡辺清左衛門は小浜に進撃した。7月29日に新政府軍は二本松城の総攻撃を開始した。供中口と大壇口で烈しい戦となったが、いずれも敗れ二本松城は落城した。大壇口の戦いでは二本松少年隊の悲劇を生んだ。<sup>(8)</sup>

8月20日、新政府軍は会津に兵を進めた。翌21



第1図 主な藩の位置図

日に、会津兵や幕臣大鳥圭介が率いる伝習隊や新撰組等と母成峠で戦い、22日に十六橋まで達し、同日の夜には戸ノ口原に進出した。

前藩主松平容保は白虎隊を率いて滝沢村まで出陣した。白虎隊は戸ノ口の様子を探りに行き戦闘に巻き込まれ戦死した。残った白虎隊は水路づたいに飯盛山に出たが、城下が燃えているのを、城が落城したと思ひ込み飯盛山で自害した。<sup>(9)</sup>

中山口・御霊櫃口これいびつぐち・勢至堂口せいしどうぐちを守備していた会津兵は、新政府軍が戸ノ口原まで達したとの急報を受けると、退路が遮断されるのを恐れ一斉に退去し、次々に若松に戻り城内に立て籠った。<sup>(9)</sup>

新政府軍は、石筵口・白河口・越後口から進軍し、9月22日に若松城は開城した。同月24日に盛岡藩、27日には庄内藩が降伏し、翌明治2年5月18日に北海道五稜郭の旧幕臣榎本武揚が、新政府軍に降伏し戊辰戦争は終息した。<sup>(10)</sup>

### 戊辰戦争下の安積郡

会津討伐を命じられた仙台藩は、慶応4年4月13日に藩兵1,500名が仙台を出発し、20日に郡山宿に着いた。郡山に3日間滞在し23日から大槻村に宿陣した。<sup>(11)</sup>

これに対し、会津藩は奥羽山脈の藩境に兵を出し土湯峠よつじょうげや楊枝峠・御霊櫃峠等で警戒した。4月19日に土湯峠で仙台兵と会津兵が交戦し、閏4月3日の晩に御霊櫃峠で戦闘となった。同月5日にも会津兵10数人と仙台兵10数人が、御霊櫃峠で小競り合いとなり怪我人を出した。<sup>(11)</sup>

安積郡の村々は幾度となく会津兵による放火や強奪にあった。4月23日に中山・竹ノ内が放火された。同25日の晩には会津兵6人が多田野村にやって来て、そのうち2人が村内に入り込み、大勢の農民に追い掛けられたので放火して逃げ去った。閏4月朔日に再び多田野村へ押し入り大久保の家々を放火した。同月5日には休石、翌日には多田野村堀口、同7日には河内村の瀧に放火した。同10日夕7ツ時（午後4時）頃に会津兵70人余が、八幡村より町守屋・駒屋村に押し入り村々に放火し、同11日には下守屋村の水山・大田宅の土蔵を

はじめ村の土蔵を壊し、諸品・金銭等を奪って逃げ去った。<sup>(11)</sup>

### 大槻組村々の打ち毀し

会津兵の放火・強奪が繰り返されるなか、農民の打ち毀しが始まった。慶応4年閏4月13日に、安積郡の農民が鍋山村の西原に集まり、野田新田・鍋山・駒屋・川田・成田・荒井・八幡・只野・山口・大谷・塩原へ押し出した。総勢は富岡村関ノ上まで詰め農民約千人が結集した。<sup>(11)</sup>

一揆を鎮圧するため、仙台兵の一隊が駒屋村より富岡村まで繰り出し、夜8ツ時（午前2時）頃に大槻へ帰陣した。二本松藩は若党・小者を連れ鎮圧に向い、夜は富岡村の関ノ上や鍋山村の西三本木に宿陣した。翌14日には、二本松藩士成田助九郎・内藤隼人が兵士25人、ほかに足軽・目付等を率い鎮圧に向い八幡村に宿陣した。さらに、5月25日に二本松藩士30人が多田野村へ繰り出し、7月下旬まで警戒にあたった。<sup>(11)</sup>

### 農兵の取り立て

不穏な状況が続くなか、藩の主導により安積郡村々より農兵を取り立て警戒に当たった。人数は、郡山宿200人、郡山組100人、大槻組100人、片平組100人の500人である。農兵の組織は、頭1人・農兵4人の5人を1組とし、10組を合わせて50人を1備とした。郡山町の農兵は4備、郡山組・大槻組・片平組は2備に編成した。1備には指揮長を1人ずつ付けた。郡山宿では、町役人である今泉久右衛門・今泉久三郎・今泉定七郎・菊池市三郎が指揮長となった。<sup>(11)</sup>

### 郡山宿の打ち毀し

7月27日、二本松城の落城を待たず藩主丹羽長国は米沢に退いた。家臣は会津・米沢・仙台に逃げ落ち、郡山の三代官も29日の朝には引き払った。郡山は二本松藩役人がいなくなり不穏な情勢となった。

今泉久三郎・阿部茂兵衛・武田太左衛門・永戸直之介等は、郡山宿の治安を新政府軍に依頼する

ことにし、今泉久三郎・永井喜作・横田治右衛門・万宝院等を新政府軍のもとに遣した。4人は笹川村の口留番所で新政府軍の大村藩に郡山宿の警戒を願い出た。隊長は「小人数であるので兵を分けることができない。これから須賀川の賊軍征伐に向かうので、帰ったら郡山へ参る」と申し出かけた。同日夕方に大村兵100人が戻り、何度も郡山に滞陣するよう懇願したが、土地不案内を理由に阿久津村に引きあげた。<sup>(1)</sup>

8月1日、富田村荒井屋敷の百姓数人が、郡山宿の郷蔵の西垣を破り米を取り出した。それを郡山の者が聞き付け数百人が郷蔵に押し寄せた。今泉久三郎・阿部茂兵衛・武田太左衛門・川口半右衛門等が米7～8百俵を手配し、1軒に1俵ずつ渡したのでそれぞれ家に帰った。

しかし、その夜5ツ時（午後8時）郡山宿の者どもが再び集まり、郡山の商人宅に押し入り打ち毀しが始まった。まず佐藤伝兵衛宅に押し入り家を打ち毀し、川口半右衛門・高橋徳治・小針直左衛門・今泉伊左衛門・宗形与右衛門・横山貞吉・武田太左衛門・今泉与一郎・叶屋彦兵衛・藤屋惣左衛門・今泉久右衛門・五十嵐安吉・山田屋吉兵衛宅等を次々に打ち壊し、質地証文等を焼き捨て質品を持ち去った。

一揆は安積郡の村々に波及した。8月2日の夜9ツ時（午前0時）、川田村・成田村の百姓が大勢押し寄せ、川田村の村役人宅や土蔵を打ち毀し、暁7ツ時（午前4時）頃に野田新田に向かった。同日に大槻村の百姓が名主相楽半右衛門・安斎太郎右衛門宅や嘉兵衛宅を打ち毀した。3日には多田野村、4日には下守屋村の名主宅が一揆勢によって打ち毀された。<sup>(1)</sup>

一揆勢が村々へ引き上げると、その夜、町守屋村に屯集していた会津勢80余人が、駒屋村で夕食を済ませ郡山に向かった。<sup>(1)</sup>

### 郡山宿ほぼ全焼

8月7日に会津勢が郡山宿に放火した。6日の夜9ツ時（午前0時）頃、会津勢150人程が郡山に押し寄せるとの知らせが成田村より届いた。郡

山宿では直ちに阿久津村にいる新政府軍に知らせる一方、郡山の出入口を農兵で固めた。<sup>(1)</sup>

夜も開け始めたころ、会津勢が如法寺辺りより所々へ放火した。町人達は狼狽し四方へ逃げ去った。阿久津村より新政府軍が到着したところには会津勢は逃げ去ったあとだった。その日は、西北の風が烈しく吹いていたため大火となった。夕方までに、上町は南の2軒を残し全焼、下町は安楽屋兵四郎宅・升屋久兵衛宅まで焼失した（郡山セントラルホテル辺りから旧トポス跡地辺りまで焼失）。阿弥陀町・東町・北町・稲荷町・蔵場町・郷蔵門前・如法寺・陣屋の代官屋敷・町足軽宅・牢屋や本陣等も焼失した。東町の端6軒、稲荷町は西の方30軒が残ったのみで町の大部分が焼失した。<sup>(1)</sup> さらに、会津勢が放った鉄砲球が、清四郎（30歳）の後頭部に当たり死亡した。<sup>(2)</sup>

8月13日に、会津勢が再び郡山に押し寄せ、焼け残っていた善導寺に火を付け町内を荒らし廻った。町役人は直ちに守山へ知らせた。備前兵や守山兵が到着したところには、賊達は逃げ去り1人も残っていなかった。この火災によって善導寺や鐘樓門が焼け落ちた。両度の火災により郡山宿の大部分が焼失した。<sup>(3)</sup>

会津勢は、14日には岩瀬郡館ヶ岡で乱暴を働き、本宮宿にも放火した。<sup>(3)</sup>

### 註

- (1) 『東京百年史』第1巻
- (2) 『二本松市史』1
- (3) 宮地正人『幕末維新変革 下』
- (4) 『白河市史』二近世
- (5) 註2・註3
- (6) 註2
- (7) 註2・註4
- (8) 註2
- (9) 『会津の歴史』
- (10) 註3
- (11) 『郡山市史』9資料（中）
- (12) 郡山市歴史資料館所蔵今泉家文書政治17
- (13) 註11

## 私の研究



# 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が日本におけるがん疼痛治療に及ぼす影響について

高橋 浩子 (たかはし ひろこ)

奥羽大学 薬学部 医療薬学分野  
教授



## 1. はじめに

がん患者さんにおいて疼痛はQOL（Quality of life：生活の質）を著しく低下させる要因となっています。がんによる持続的な痛みは、がん病変を対象とした治療を積極的に受けている患者さん（比較的早期の患者さん）の3分の1に発生し、がんが進行してしまった患者さんの3分の2以上では痛みが主症状となっています。この痛みの治療に欠かせない薬物が医療用麻薬と言われる薬になります。この医療用麻薬の日本での使用量は少なく、十分な疼痛緩和がなされていないのではないかとということが指摘されています。

日本における医療用麻薬の使用量が少ない理由の一つとして、我慢を美德とする文化が影響していると考えられます。小さい頃に転んだりして怪我をしても、泣かないと「痛いのがまん出来て偉いね」と言われ、逆に泣くと「少し痛いぐらいで泣かないの」などと叱られた記憶がある方も多いのではないのでしょうか。このように、痛みを我慢することが美德のように言い聞かされ育てられてきた日本人は多いと思います。また、もう一つ

の理由としては、麻薬という言葉から「依存・中毒」といったことを連想し、使用することを躊躇する人が多いということです。

医療用麻薬は適正に使用すれば、依存や中毒になることはない薬物です。痛みを我慢せずに最後まで自分らしく生きられるように、必要な時に医療用麻薬を躊躇することなく使用できる環境を整えるためにはどのようにすれば良いかを考えていきたいと思っています。

## 2. がん疼痛治療法

がんの痛みの治療として「WHO（世界保健機構）方式がん疼痛治療法」が世界標準となっています。WHO方式がん疼痛治療法は図1に示すような基本原則があります。また、その痛みの強さに応じて使用される薬剤が選択されることになり、強い痛みに対しては医療用麻薬が使用されます（図2）。ちなみに医療用麻薬は強オピオイドと呼ばれることもあります。オピオイドとは脊髄と脳に存在するオピオイド受容体に結合することで、脊髄から脳への痛みの伝達をブロックする薬

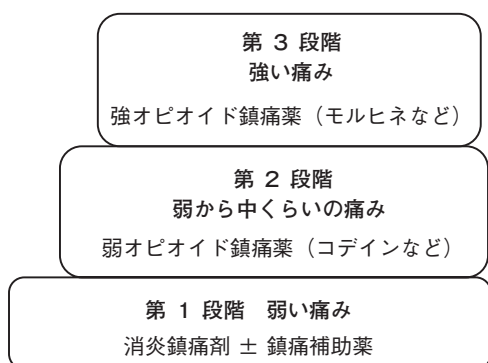


図1 WHO方式がん疼痛治療法の基本原則

経口投与	経口投与が非経口投与より望ましい
時間を決めて	鎮痛薬は必要に応じて投与する方法ではなく、時間を決めて定時的に投与
個別的に、細部にも注意して	鎮痛薬の投与量は患者ごとに決定

出典：WHO がん疼痛ガイドライン2018より、筆者作成

図2 WHO方式がん疼痛治療法 三段階除痛ラダー



出典：WHO がん疼痛ガイドラインより、筆者作成

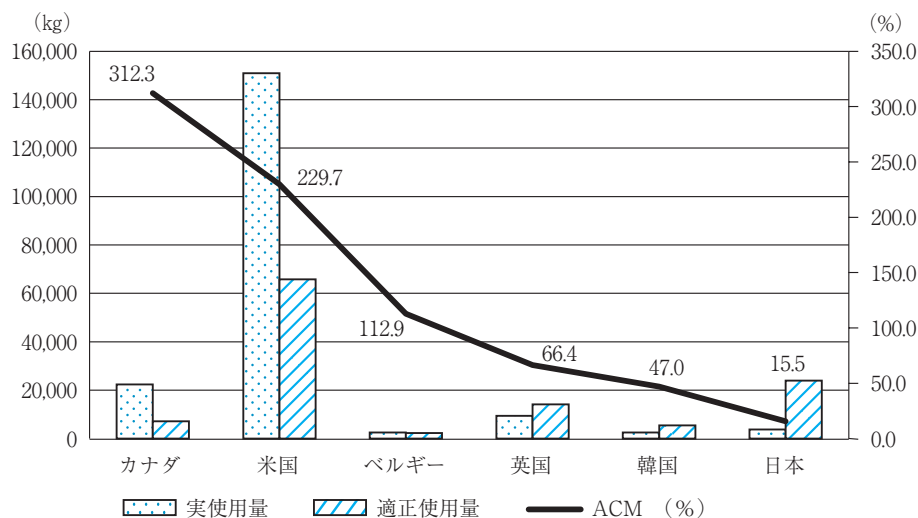
物のことです。医療用麻薬の多くは有効限界（投与量を増やしても鎮静効果が頭打ちとなること）がなく、痛みの強さに応じて増量することにより鎮静効果が高まる薬剤なのでがん疼痛治療には欠かせない薬となっています。

### 3. 医療用麻薬が使われていない現状と医療用麻薬のイメージ

このがん疼痛に欠かせない医療用麻薬の日本での使用量は、他の先進国に比べ少ないことが医療関係者の間で指摘されています。カナダ、米国、ベルギー、英国、韓国および日本における2010年の医療用麻薬の適正使用量の充足率を図3に示します。麻薬の使用量をモルヒネに換算した年間の使用量が左の水玉の棒グラフ、麻薬の適正使用量（本来使用されるべき量）は右の斜線の棒グラフ、充足率を黒い線で示しています。充足率とは実使用量を適正使用量で除した値に100を乗じて%としたものです。図3からわかるように日本における医療用麻薬の使用量はその充足率が15.5%と少なく、十分に使用されていないことがわかります。

医療用麻薬の日本での使用が少ない理由は、医療用麻薬に対する一般の方のイメージが影響していると推測できます。図4に示すように「正しく使えば効果的・安全だと思う」と答えた方は約半数に留まり、「使用しはじめたらやめられなくなると思う」「『麻薬』という言葉が含まれ、怖いと思う」と答えた方が約15%と、がんの痛みの治療に欠かせない薬であることを十分に理解されていないことがわかります。

図3 麻薬の実使用量、適正使用量、充足率

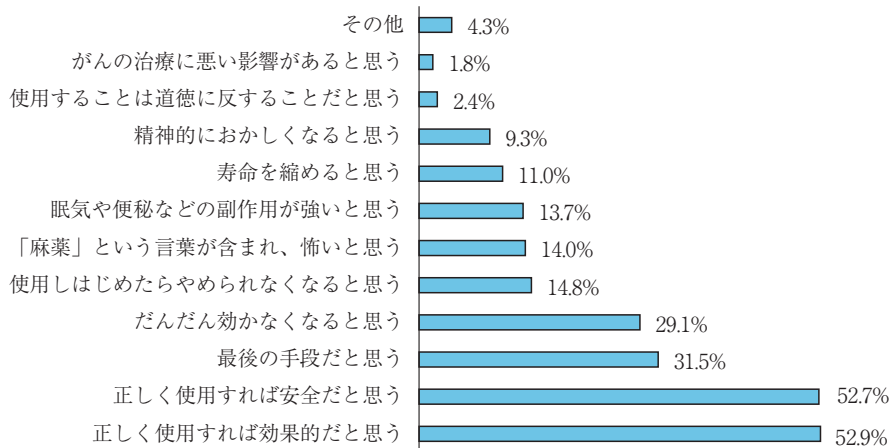


各値はモルヒネ換算 kg

Adequacy of consumption measure (ACM) (%) = 実使用量 / 適正使用量 × 100

出典：鈴木 勉 (2015) 「がん患者さんの痛みからの解放を目指して」 Vol. 51 No. 10 p 931-933、ファルマシアより、筆者作成

図4 医療用麻薬に対する一般の方のイメージ



出典：平成28年世論調査 n = 1815 (複数回答) 一部改変

#### 4. 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動と医療用麻薬使用に対する意識調査

国連では、1987年にウィーンで開催された「国際麻薬閣僚会議」の終了日である6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定めており、国連加盟国が撲滅に向けた様々な取り組みを行っています。日本でも1993年から麻薬乱用撲滅を目的として「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が毎年行われています。啓発活動のために薬物乱用防止キャラクターを学校・企業等に派遣する活動や薬物乱用防止教室の開催、講師派遣等も盛んに行われています。実際、薬物乱用防止啓発活動がその役割を達成できていることは、薬物検挙者数がほとんど増加していないことから明らかです(図5)。

一方、内閣府の「がん対策に対する世論調査」における「医療用麻薬使用に対する意識」の年齢別のデータ(図6)をみると「どちらかと言えば使いたくない」「使いたくない」の割合が若い世代である30~39歳代や18~29歳代で多くなっています。この30~39歳は「ダメ。ゼッタイ。」啓発

活動が開始された頃に10歳代という世代であり、18~29歳はすでに啓発活動が実施されていた世代です。このデータだけでは啓発活動が医療用麻薬使用に対する意識にどの程度影響を与えているか特定はできませんが、少なからず影響を受けていることが考えられます。

#### 5. 米国におけるオピオイドクライシス

医療用麻薬であるオピオイドは適切に使用されれば安全な薬ですが、不適切に使用されれば安全な薬とは言えなくなります。それが米国で起きているオピオイドクライシス(オピオイドによる社会的危機状況)と言われる状況です。1990年代から米国では痛みの治療不足に関する論文が多数発表され、なぜオピオイドはがん性疼痛のみに使用され、慢性疼痛に使用しないのかという疑問が呈されるようになりました。これは、がん性疼痛と非がん性疼痛の病因を同一視するような誤解を生み、慢性疼痛という複雑な生物心理社会的現象を無視するものでしたが、オピオイドは次第に慢性

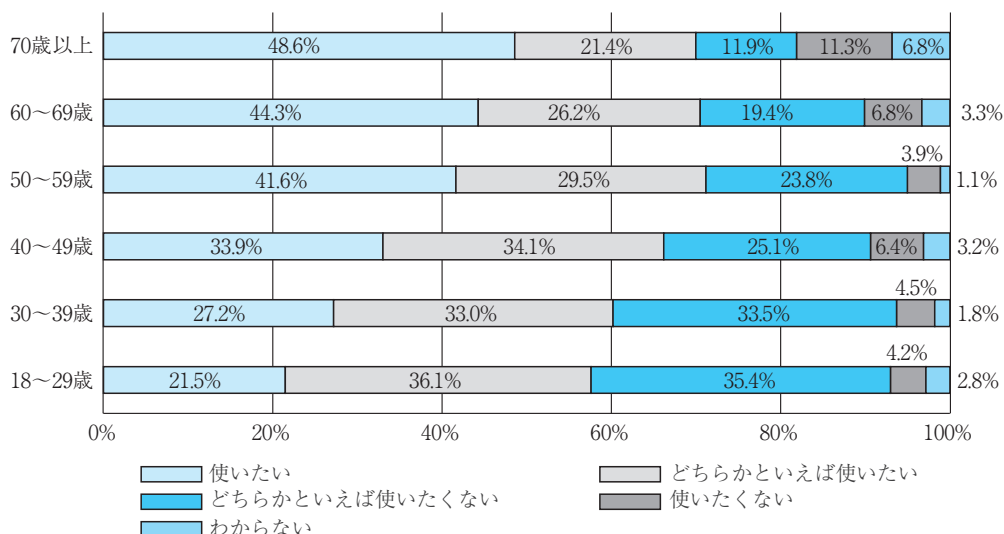
図5 法令別検挙者数

(人)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
麻薬及び向精神薬取締法	601	429	375	346	341	540	452	516	505	505
あへん法	21	28	23	12	6	9	24	4	7	12
大麻取締法	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218
覚せい剤取締法	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284

出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料

図6 「医療用麻薬使用に対する意識」の年齢別のデータ



出典：平成28年度 がん対策に関する世論調査 n = 1815

非がん性疼痛治療の主要な手段となっていきました。さらに、麻薬に関する規制緩和、製薬会社による「オピオイドは安全である」というプロモーション活動などにより、オピオイドの不適切使用や乱用が起きてしまいました。1999年から2008年にかけて、オピオイドの過剰摂取による死亡者数が約4倍に増加し、2018年にはオピオイドの過剰摂取によって約50,000人の命が奪われています。この数は自動車事故による死者数を上回っています。もちろん米国政府も様々な対策を講じてきていますが、その解決への道は途上にあります。

## 6. 今後のがん疼痛治療のために

日本における医療用麻薬の規制や適応疾患は米国とは大きく違い、すぐに日本でも米国と同じようなオピオイドクライシスが起ることは考えにくいですが、日本においても医療用麻薬が慢性非がん性疼痛に使用されるようになってきており不適切使用や乱用の可能性はあります。医療

用麻薬の乱用が起こらないように、一方で痛みのある人には十分使用されるような対策が必要です。「ダメ。ゼッタイ。」の啓発活動だけでなく、同時に医療用麻薬への誤解を解き、痛みを我慢することの弊害についても一般の人達に啓発していくことが求められています。

## 引用・参考文献

- 鈴木 勉 (2015) 「がん患者さんの痛みからの解放を目指して」ファルマシア Vol. 51 No. 10 931-933
- 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 緩和医療ガイドライン作成委員会編 がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン2020年版、金原出版
- Mark R. Jones et al: A Brief History of the Opioid Epidemic and Strategies for Pain Medicine. Pain Ther 7 : 13 (2018)
- [https://dapc.or.jp/torikumi/01\\_spreading.html](https://dapc.or.jp/torikumi/01_spreading.html)
- 公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター ホームページ

### <プロフィール>

星薬科大学薬学部卒業、山川薬品工業入社（会社派遣で東北大学薬学部にて研究生）、その後東北労災病院薬剤部勤務（がん患者さんの服薬指導、緩和ケアチームの薬剤師として活動）、東京労災病院副薬剤部長、新潟労災病院薬剤部長、福島労災病院薬剤部長を経て現職

現在は奥羽大学歯学部付属病院薬局長を兼務



## 個人情報保護法の改正



**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士

### 質問

令和4年4月から改正個人情報保護法が施行されると聞きました。今回の改正でどのような点が変わるのでしょうか。

令和2年6月12日に公布された改正個人情報保護法が令和4年4月1日から施行されます。本改正において個人情報取扱事業者（個人情報のデータベース等を事業の用に供する者、以下「事業者」といいます）に影響があると思われるポイントを紹介します。

#### 1 本人の権利強化

##### (1) 利用停止、消去等の請求権の強化

事業者が保有する特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成されている個人情報（個人データ）の利用停止または消去の請求権について、現行法が認める場合に加え、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人データが取り扱われている場合にも認めることとしました（改正法30条1項）。さらに、事業者が当該個人データを利用する必要がなくなった場合、改正法22条の2が定める漏えい等の事態が生じた場合、その他本人の権利または正当な利

益が害されるおそれがある場合に、個人データ利用停止、消去に加え第三者提供停止の請求権を本人に認めることとしました（改正法30条5項）。

##### (2) 本人の開示請求権の強化

現行法は、本人から事業者に対する個人データの開示請求に対しては、書面交付の方法による開示を原則としています。

改正法は、本人が電磁的記録の提供その他規則で定める方法による開示を請求することができるとし（改正法28条1項）、請求を受けた方法により個人データを遅滞なく開示することを事業者に義務付けました。請求を受けた方法による開示が困難である場合に限り、本人に遅滞なくその旨通知したうえで書面の交付による方法で開示することができることとしました（同2項、3項）。

##### (3) 第三者提供記録の開示請求権

事業者が個人データを第三者に提供した場合、当該個人データを提供した年月日、第三者の氏名、名称その他規則で定める事項に関する記録を作成

しなければならず、提供を受けた事業者もまた、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他規則で定める事項に関する記録を作成しなければなりません。

改正法はこれらの作成された記録についても本人の開示請求の対象とし、請求を受けた事業者の開示を義務付けました（改正法28条5項）。

#### (4) 開示、利用停止等の対象拡大

現行法は、事業者が6カ月以内に消去する短期保存データを本人による開示、訂正等、利用停止等の請求の対象となる保有個人データから除外しています。

改正法は短期保存データを保有個人データから除外するのをやめ（改正法2条7項）、本人による開示、訂正等、利用停止等の請求対象としました。

#### (5) オプトアウト規制の強化

本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表などしたうえで、本人の同意なく第三者への個人データ提供を認めるオプトアウト制度につき、現行法は本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報（要配慮個人情報）をオプトアウトの対象外としています。改正法はさらに、偽りその他不正の手段により取得された個人データ、他の事業者からオプトアウトにより提供された個人データについてオプトアウトの対象外としました（改正法23条2項ただし書き）。

## 2 事業者の責務について

### (1) 漏えい等の報告、通知義務

現行法は、個人データの漏えい、滅失、毀損があっても本人への通知や個人情報の取扱いについての監督機関である個人情報保護委員会への報告を事業者に義務付ける規定はなく、事業者の自主的な対応に委ねています。

改正法は、個人データの漏えい等、その他個人データの安全の確保にかかる事態であって、個人

の権利利益を害する恐れが大きいものとして規則が定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知をすることを事業者に義務付けました（改正法22条の2）。

### (2) 個人データの適正利用義務の明確化

現行法には個人データ取得後の事業者の利用態様について明文の規定がありませんが、改正法は、事業者は違法または不当な行為を助長または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないとして、不適正な個人情報利用の禁止を明文化しました（改正法16条の2）。

## 3 データの利活用について

### (1) 仮名加工情報の創設

改正法は、氏名等を削除し他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう加工した「仮名加工情報」の規定を設けました。仮名加工情報は開示、利用停止等の請求の対象とならず、当初の利用目的とは別の新しい目的での分析が許容されますが、内部での分析に限定されます。仮名加工情報は完全に個人を識別できないよう加工された匿名加工情報と異なり個人情報への復元性が残ることから、事業者は対照表等の安全管理義務、第三者への提供禁止、本人への到達行為の禁止、利用目的の制限、利用目的達成時の消去努力義務といった匿名加工情報にはない取扱上の責務を負います（改正法35条の2および35条の3）。

### (2) 提供先で個人データとなると想定される情報の第三者提供制限

現行法では、提供元では個人データに該当しないが提供先では個人データとなることが想定される情報について、本人の同意なしに第三者提供をすることが許容されています。

改正法は、提供元において個人データに該当しない情報を第三者に提供する場合であっても提供先がその情報を個人データとして取得することが想定される場合は、提供元は、当該情報を個人の識別ができる個人データとして取得することについて提供先が本人の同意を得ていることを提供先に確認することなく当該情報を提供してはならないとしました（改正法26条の2第1項）。

税務・財務・会計相談！  
Q & A

## 買い手の立場から見る適格請求書対応 — 適格請求書の交付義務が免除される取引の仕入税額控除 —

**高橋 宏和** (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所  
公認会計士・税理士



令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式の導入に向けて、自社の業務における適格請求書の発行にあたり具体的な検討を始めた事業者の皆様も多いことと思います。新消費税法施行後においては、適格請求書の交付が困難な取引として一定の条件を満たす取引について適格請求書の交付義務が免除されており、その買い手においても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能とされています。

本稿では、適格請求書の交付義務が免除されかつ、買い手でも帳簿の保存のみによって仕入税額控除が可能とされる取引である「公共交通機関の旅客運送に係る取引」「自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等」「郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス」の3つについて条件を確認します。

### 〔質問1〕

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関による旅客の運送とはどのような取引か教えてください。

### 〔回答〕

適格請求書の交付が免除されるのは3万円未満の公共交通機関による旅客の運送で以下の①から③の取引（以下公共交通機関特例とする）です。

① 船舶による旅客の運送のうち、一般旅客定期航路事業（13人以上の旅客定員を有する船舶（以下旅客船と言う）により一定の日程表に

従って運送する旨を公示して行う事業）及び人の運送をする貨物定期航路事業（旅客船以外で行う定期航路事業）並びに人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限る）であって対外航路以外のもの。

② バスによる旅客の運送で一般乗合旅客運送事業に加えて路線不定期運行（空港アクセスバス等）及び区域運行（旅客の予約等による乗合運行）。

③ 鉄道・軌道による旅客の運送のうち第一種鉄道事業（他人の需要に応じ鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業）及び第二種鉄道事業（他人の需要に応じ、自らが敷設した鉄道路線

以外の鉄道路線を使用して旅客又は貨物の運送を行う事業)並びに軌道法3条に規定する運輸事業として行う旅客の運送。

なお、3万円未満の判断については1回の取引の消費税込み価額が3万円未満かどうかで判断します。したがって、同一の新幹線で4人が移動する場合は4人分の切符の代金合計で判断しますが、1カ月分の運送代金が一括の請求書で支払われる場合等にはその明細の運送1回単位の金額で判断することとなります。また、駅構内への「入場料金」や「手回品料金」は旅客の運送に係る対価でないためこの特例の対象とならず、適格請求書の発行義務が課されることとなります。

公共交通機関特例の対象となる取引とそうでない(適格請求書の発行及び利用者側での保存が必要)取引の具体例をまとめると図①の通りです。

〔質問2〕

適格請求書の交付義務が免除される自動販売機及び自動サービス機による商品の販売等とはどのような取引か教えてください。






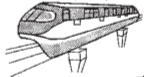
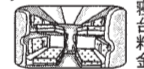





〔回答〕

適格請求書の交付義務が免除されるのは代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで代金の受領と資産の譲渡等が完結する取引(以下自動販売機特例とする)のうち1取引あたりの税込金額が3万円未満の取引です。

例えば自動販売機による飲食料品の販売やコインランドリー等によるサービスは自動販売機特例の対象ですが、スーパーマーケットのセルフレジ

【図①】公共交通機関特例の具体例

乗り物の種類	適格請求書の発行及び利用者側での保存が免除される取引	適格請求書の発行及び利用者側での保存が必要な取引
船 舶	一般旅客定期航路事業(フェリー、水上バス) 不定期航路事業(港内遊覧船、クルーズ船) *乗合旅客の運送をするもののみ	貸切の海上運送 貨物の海上運送
バ ス	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス、高速バス) 路線不定期運行(空港アクセスバス等) 区域運行(デマンド型(予約)乗合バス)	貸切バス バスツアー等 貨物の陸上運送
鉄道・軌道	JR・私鉄各社の旅客運送 モノレールの旅客運送 特急料金や寝台列車の寝台料金	鉄道による貨物の運送 入場料金や手回品料金

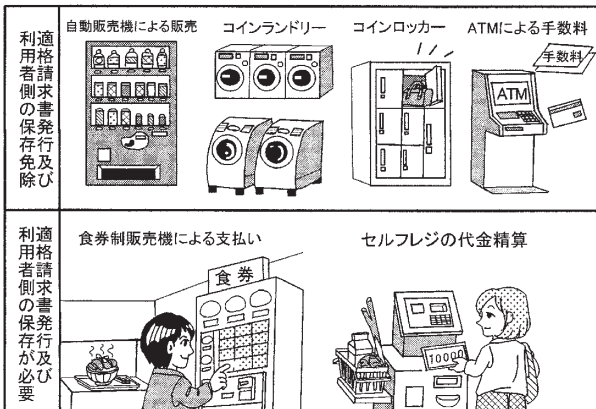
	船 舶	バ ス	鉄道・軌道
で適格請求書の発行及び利用者側	 フェリー 水上バス  クルーズ船	 路線バス 区域運行乗合バス  空港アクセスバス	 JR旅客運送  モノレール  寝台料金
で適格請求書の発行及び利用者側	貸切の海上運送  貨物の海上運送	バスツアー  バスツアー  貨物の陸上運送	鉄道による貨物運送  鉄道による貨物運送 入場料金や手回品料金  入場料

や自動券売機のように代金の精算や金券の発行が機械装置で行われるものの、資産の譲渡等は別途行われる場合には自動販売機特例の対象外となり、適格請求書の発行が必要となります。

また、現行消費税法においては、上記の取引に限らず、「3万円未満の課税仕入れ」であり「請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」には法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められていますが、令和5年10月1日以降はこれらの規定は廃止され、適格請求書の交付若しくは買い手での適格請求書の保存義務が免除される特例に該当する取引以外は3万円未満であっても適格請求書の保存が必要となるため注意が必要です。

自動販売機特例の対象となる取引とそうでない（適格請求書の発行及び利用者側での保存が必要）取引の具体例をまとめると図②の通りです。

【図②】自動販売機特例の具体例



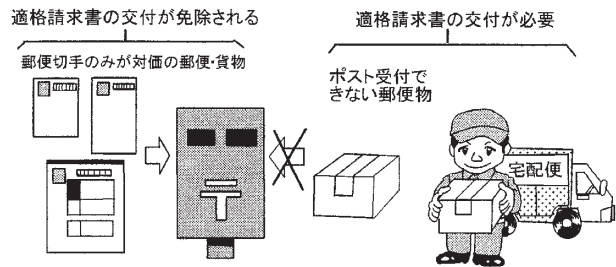
【質問3】

適格請求書の交付義務が免除される郵便切手を対価とする郵便サービスについて教えてください。

【回答】

適格請求書の交付が免除されるのは郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービスであって、郵便ポストに差し出されたものに限られます。したがって、郵便サービスであっても、郵便局の窓口で受け付けられるものや郵便切手類を対価とし

ない宅配業者によるサービス等については適格請求書の交付が必要となります。



【質問4】

前述の適格請求書の交付義務が免除される取引の買い手にて、帳簿の保存のみで仕入税額控除を受ける場合の一定の記載事項について教えてください。

【回答】

令和5年10月1日以降に買い手で帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められるためには以下の①から⑤の事項の記載が必要となります。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額
- ⑤ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

このうち、①から④の事項については現行消費税法上も帳簿への記載が義務付けられている事項ですが、特に⑤の特例に該当する旨の記載については新たに記載を追加する事項となります。具体的には「公共交通機関特例」や「自動販売機特例」のような該当する特例名称の記載を追加することが考えられます。

今回確認した特例の他にも適格請求書の交付が困難な取引として委託販売に係る特例があり、買い手にて帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引にも従業員等に支給する出張旅費等の他様々な特例措置がありますので、4月号にて引き続きこれらについても確認していきたいと思えます。



## 県内復興・経済日誌（2021年12月）

2日

### 《11月県内企業倒産7件》

帝国データバンク福島支店が発表した11月の県内企業倒産状況によると、負債総額1,000万円以上の倒産件数は7件（前年同月比2件増）、負債総額20億9,200万円（同17億6,300万円増）だった。

6日

### 《東邦銀行、SDGs サポートサービス開始》

東邦銀行が、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みを促進するため「とうほうSDGs サポートサービス」を始めた。法人や個人事業主を対象に、専用のヒアリングシートによる回答からSDGsへの取り組み状況を数値化し、各企業などの強みと弱みを分析するとともに、達成度の把握や改善点の洗い出しを通じ経営課題の「見える化」を図る。

10日

### 《英国、県産食品規制撤廃へ》

農林水産省は、英国が東京電力福島第一原発事故後に続けてきた日本産食品の輸入規制を撤廃する方向で手続きに入ったと明らかにした。輸入規制が見直されるのは2022年春ごろの見込みとなる。

13日

### 《本県平均年収376万円》

人材業界大手パーソルキャリア（東京都）が運営する転職支援サービス「<sup>ドゥダ</sup>doda」が発表した「平均年収ランキング2021」によると、本県の正社員の平均年収は376万円で前年調査から10万円減り、都道府県別で16位から24位に後退した。

### 《プロが選ぶホテル・旅館100選、八幡屋が5年ぶり「日本一」》

旅行新聞新社（東京都）は、「第47回プロが選ぶ日本のホテル・旅館100選」を発表し、八幡屋（石川町母畑温泉）が5年ぶり2度目の総合1位に選ばれた。八幡屋は施設と企画の両部門で1位、もてなし部門で2位、料理部門で3位に入った。

16日

### 《県内の観光いちご園3社、ネットワーク発足》

県内で観光いちご園を運営するマルナカファー

ム（二本松市）、ヘレナ・インターナショナル（いわき市）、さくら農園（須賀川市）の3社が、協力してコロナ禍を克服しビジネスチャンスを生み出そうと「いちごネットワーク」を発足した。スタンプラリーなどの合同イベントを展開し、いちご園を活用した観光事業の確立を目指す。

17日

### 《福島市でベニザケの陸上養殖》

NTT 東日本は共同通信社のインタビューで、ITを活用し陸上養殖事業への参入を目指すことを明らかにした。福島市内に養殖の施設を建設し、2022年1月からベニザケを育てる実証実験を始める。ITを使った効率的な養育方法を確立し、各地で事業展開を計画している。

19日

### 《「オンライン観光疑似体験会」開催》

県は、環境創造センター交流棟コミュニティ福島（三春町）でオンライン観光体験会を開いた。県外の参加者が、県内の観光施設に設置したアバターロボットを自宅や学校などからオンラインで遠隔操作して施設内を見学し、旅行を疑似体験した。コロナ禍で自由な旅行が難しい中、オンラインで本県の魅力や復興状況を知ってもらい、福島空港の利用促進や観光誘客につなげる。

23日

### 《檜葉町とモンベル、連携と協力に関する包括協定締結》

檜葉町とアウトドア用品大手のモンベル（大阪市）は、町の豊かな自然環境を生かした自然体験活動の促進に関する協定を締結した。同町を代表する観光名所「天神岬スポーツ公園」の魅力を高めるなど交流人口の拡大や町民生活の質の向上を目指す。

24日

### 《県産米、原発事故後初の米国輸出》

JA 会津よつば（会津若松市）が、東京電力福島第一原発事故後の日本産食品の輸入規制を2021年9月に撤廃した米国へ向け、コメの発送式を行った。県によると、原発事故後、県産米は東南アジアなどに輸出されてきたが、米国へは初めてとなる。今回、県オリジナル品種「天のつぶ」140kgを輸出した。

## お知らせ

# 各種調査および講演会等講師を お引き受けいたします！

当研究所では、福島県内の経済・産業に関する各種調査と、県内経済見通しや金融・産業などをテーマとした社内勉強会や講演会などにおける講師をお引き受けいたします。

お気軽にご相談ください。

### < 調査例 >

- 福島県の復興について
  - 福島県の観光について
  - 福島県の景気動向について
  - 福島県の小売業の動向について
- など

### < 講師テーマ例 >

- 県内経済の現状と見通し
  - 福島県の人口予測
  - 福島県の産業構造
  - 金融経済一般
- など



ご相談はこちらへ…

とうほう地域総合研究所 担当：渡辺

TEL 024 (523) 3171

E-mail mail@fkeizai.in.arena.ne.jp

## 「リカレント教育とリスキリング」

人材育成に関するキーワードとして、最近では「リカレント教育」と「リスキリング」の2つを目にする機会が多くなっています。

今回はこの「リカレント教育とリスキリング」について説明します。

### 1. リカレント教育とリスキリングの違い

リカレント (recurrent) は英語で「繰り返す」「循環する」を意味し、リカレント教育とは学校教育から離れた現役の社会人が、必要なタイミングで仕事と教育を周期的に繰り返す仕組みです。文化活動や趣味などを学ぶ「生涯学習」と違い、リカレント教育は仕事に関して学び直しする点が特徴となります。

リスキリング (reskilling) は英語で「職業能力の再開発・再教育」を意味し、環境変化への適応に必要なスキルを新たに習得することを言います。

リカレント教育もリスキリングも、社会人の学び直しという点で共通していますが、大きな違いは、企業と個人のどちらが主体であるか、職務を離れるか否かの2点です。リカレント教育では個人が主体となり、一旦仕事を離れ大学などの外部機関で自分のライフスタイルにあった新たなスキル習得に集中するのに対し、リスキリングでは企業が主体となり、従業員が働きながら企業にとって必要となる新たなスキル習得を目指します。

	リカレント教育	リスキリング
主 体	個人が主体	企業が主体
目指すスキル	個人のライフスタイルに合ったスキル	企業に必要なスキル
取組方法	仕事を離れ学びに専念	働きながら習得

### 2. 注目される背景と現状

高齢化や働き方改革に伴い、定年退職後の新たな挑戦や子育てと仕事の両立など、多様なライフスタイルへの変化に応じて学び直しを繰り返す「マルチステージ型」へとライフステージが変化しつつあります。また、IT や AI などの急速な情報技術革新に伴い、DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進に対応できる「デジタル人材」不足が様々な分野で課題となっており、時代が求める新たな専門能力を身に付けるためにリカレント教育やリスキリングが注目されています。

リカレント教育は、現状では転職や起業などのキャリアアップ、求職者・失業者の職業訓練など個人単位の学びが中心となっています。この主な理由として、従業員が一定期間職務を離れるため、企業側のサポート体制が不十分であることが挙げられます。一方で、従業員が働きながら学ぶリスキリングは企業にとって導入のハードルが低く、DX 推進にかかるデジタル人材の育成などで採用する企業が増えており、日本においてはリスキリングが学び直しの主流になっていくことが予想されます。

### 3. 今後の推進に向けて

世界的に情報技術の革新が進む中、日本企業が取り残されず企業価値を高めていくためには未来を担う人材の育成が必須と言えますが、急速な社会変化への対応が必要であり、学生だけではなく現役世代の社会人もスキルアップが重要となります。

リカレント教育やリスキリングを推進していく上で、業務効率化・生産性向上・優秀な従業員の育成などのメリットをもたらす学び直しの重要性について、企業や個人の意識改革が求められます。

また、政府では学ぶ意欲がある人に対し「教育訓練給付金」「人材開発支援助成金」などの支援を実施していますが、より充実した支援策などの環境整備も必要と考えられます。

## 閑話ひとつ

- ▶ 立春過ぎとはいえまだ厳しい寒さが残る2月11日、白河のまちは伝統行事「白河だるま市」の賑わいに包まれる。カギ型の形態を残した旧奥州街道の市内目抜き通りの両側にたくさんの露店が立ち並び、まち全体が活気を見せる。県南地方に春を告げる風物詩がまちを彩る。
- ▶ 子どもの頃の記憶が蘇る。露店で目を輝かせて求めたりんご飴。姫りんごを竹串に刺した形状、鮮やかな紅色、飴の甘さが一年に一回という物語性と相俟って今も強く印象に残っている。縁起物の白河だるまは小さなものから買い始めて毎年少しずつ大きなものにしていくと末広がりで運氣も開けると言う。
- ▶ その白河だるま市が2年ぶりに開催される予定だ。だるまは、願い事が決まったら墨で左目を入れる。願い事が叶ったら右目を入れる。家内安全、商売繁盛、合格祈願、訪れた多くの人がそれぞれの願い事を揮ごうしてもらい、今年一年の安寧と活躍を期することだろう。平穏な日々があってこそその願い事だと改めて思う。ご当地ヒーロー・ダルライザーとともに、収束祈願に右目が入ることを切に願う。(HS)